

平成 27 年第 2 回定例会

# 麻 績 村 議 会 会 議 録

平成 27 年 6 月 5 日 開会

平成 27 年 6 月 9 日 閉会

麻 績 村 議 会

## 平成27年第2回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (6月5日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○村長挨拶	6
○諸般の報告	7
○請願、陳情等の委員会付託	8
○承認第1号～承認第5号及び議案第1号～議案第5号の一括上程	8
○提案理由の説明	8
○散会の宣告	12

### 第 2 号 (6月8日)

○議事日程	15
○出席議員	15
○欠席議員	15
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	15
○事務局職員出席者	15
○開議の宣告	16
○議事日程の説明	16

○一般質問	1 6
坂口和子君	1 7
小山福績君	3 3
塚原義昭君	4 9
塚原利彦君	6 3
峰田昶君	7 8
○委員長報告	9 2
○散会の宣告	9 4

### 第 3 号 (6月9日)

○議事日程	9 5
○出席議員	9 6
○欠席議員	9 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 6
○事務局職員出席者	9 6
○開議の宣告	9 7
○議事日程の説明	9 7
○承認第1号の質疑、討論、採決	9 8
○承認第2号の質疑、討論、採決	9 8
○承認第3号の質疑、討論、採決	9 9
○承認第4号の質疑、討論、採決	9 9
○承認第5号の質疑、討論、採決	1 0 0
○議案第1号の質疑、討論、採決	1 0 0
○議案第2号の質疑、討論、採決	1 0 1
○議案第3号の質疑、討論、採決	1 0 2
○議案第4号の質疑、討論、採決	1 0 3
○議案第5号の質疑、討論、採決	1 0 4
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 6
○発議第1号の上程、質疑、討論、採決	1 0 8
○発議第2号の上程、質疑、討論、採決	1 0 8

○発議第 3 号の上程、質疑、討論、採決	1 0 9
○閉会中の継続審査の申し出について	1 0 9
○村長挨拶	1 0 9
○閉会の宣告	1 0 9
○署名議員	1 1 1

○ 招 集 告 示

麻績村告示第 2 2 号

平成 2 7 年第 2 回麻績村議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 2 7 年 5 月 2 8 日

麻績村長 高 野 忠 房

1 日 時 平成 2 7 年 6 月 5 日 (金) 午後 1 時 3 0 分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（7名）

1番 小山福績君  
4番 宮下仁雄君  
6番 峰田昶君  
8番 尾岸健史君

3番 塚原利彦君  
5番 塚原義昭君  
7番 坂口和子君

不応招議員（なし）

平成27年第2回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

平成27年6月5日（金）午後1時30分開会

開会（開議）の宣告

議事日程の説明

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について

日程第 6 承認第1号から承認第5号及び議案第1号から議案第5号まで一括上程

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度麻績村一般会計補正予算（第10号））

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第4号））

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（村税条例の一部を改正する条例について）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村国民健康保険条例の一部を改正する条例について）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

議案第1号 平成26年度社会資本整備総合交付金事業道路改築工事請負変更契約について

議案第2号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第3号 麻績村観光施設の指定管理者の指定期間の変更について

議案第4号 東筑摩郡筑北保健衛生施設組合規約の一部を変更することについて

議案第5号 平成27年度麻績村一般会計補正予算（第1号）

日程第 7 提案理由の説明

---

出席議員（7名）

1番	小山福績君	3番	塚原利彦君
4番	宮下仁雄君	5番	塚原義昭君
6番	峰田昶君	7番	坂口和子君
8番	尾岸健史君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君
総務課長	柳原俊文君	振興課長	宮下利秀君
住民課長	峰田江津子君	観光課長	塚原敏樹君
教育次長	森山正一君		

事務局職員出席者

議会事務局長	臼井孝夫	書記	岩淵美奈
--------	------	----	------



開会 午後 1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（尾岸健史君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、平成27年第2回麻績村議会定例会第1日目を開会いたします。

会議を開く前に申し上げます。

村でも既に取り組みられていますが、先の議会運営委員会で協議がなされ、当議会においても地球温暖化防止対策、また節電に資するため、9月30日まで軽装で会議を行います。なお、上着の着用については個人の判断とします。行政関係の皆様におきましても、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より議会傍聴、撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

---

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、先の議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案等配付資料の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾岸健史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、3番、塚原利彦議員、6番、峰田昶議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（尾岸健史君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

5月11日開催の議会運営委員会において、本日6月5日から6月9日までの5日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を本日から9日までの5日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9日までの5日間と決定いたしました。

---

#### ◎村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 日程第3、村長挨拶。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成27年第2回麻績村定例議会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成27年度は2カ月余が経過いたしました。国の当初予算成立のおくれや4月総選挙などにより、事務事業に多少の影響はありましたが、麻績村の主要事業はおおむね順調に進展しております。

若者定住住宅建設、村道高畑野口線改良、福祉施設整備、観光施設整備、老朽ため池整備、教育施設整備、新たな地方創生事業の一環であるプレミアム商品券発行など重要な事業は既

に着手しておりますし、ホームページ改修、農業研修生制度などの新たな事業、また、県事業となる砂防事業、県道改良などの事業も予定どおり進んでおりますこと、大変ありがたく、関係各位には深く感謝を申し上げる次第であります。

また、報告案件として提出をさせていただきましたが、村と密接に関係する組織、麻績村社協、聖高原リゾート株式会社、株式会社聖高原管理センターの昨年度の経営内容はそれぞれ良好なものとなりました。関係各位に感謝を申し上げます。

現在、各地区に赴き行政懇談会を行っておりますが、村民の皆様からは貴重なご意見、ご提言、そして温かい励ましをいただいております。これからの元気な村づくりの推進に役立つものと感謝しております。今後も引き続き、村民により身近な村政運営に心がけてまいります。

議員各位におかれましては、今後とも一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会におきましては、報告承認案件及び条例改正、補正予算の議案を提出いたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に先立ちましての挨拶とさせていただきます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（尾岸健史君） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告第1号 平成26年度社会福祉法人 麻績村社会福祉協議会の経営状況に関する書類の報告について、報告第2号 第3期聖高原リゾート株式会社の経営状況に関する書類の報告について、報告第3号 第43期株式会社聖高原管理センターの経営状況に関する書類の報告について、報告第4号 平成26年度麻績村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上4件については、既に配付してあるとおり、村長より報告がありました。

次に、議員派遣結果報告についても、お手元に配付してあるとおりです。

その他、報告がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） ないようですので、次に進めます。

---

◎請願、陳情等の委員会付託

○議長（尾岸健史君） 日程第5、請願、陳情等の委員会付託を行います。

第27-2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書、第27-3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情書、以上2件については、社会文教委員会に付託しますので、委員会での審議をお願いいたします。

---

◎承認第1号～承認第5号及び議案第1号～議案第5号の一括上程

○議長（尾岸健史君） 日程第6、承認第1号から承認第5号及び議案第1号から議案第5号までの10議案を一括上程いたします。

議案名の朗読は省略いたします。

本日は上程のみとし、審議、採決については6月9日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定いたしました。

---

◎提案理由の説明

○議長（尾岸健史君） 日程第7、上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。  
高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、平成27年6月定例議会に提出いたしました承認案件及び議案の提案理由を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度麻績村一般会計補正予算（第10号））の提案理由を申し上げます。

平成26年度麻績村一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものがあります。

その主な内容についてご説明申し上げます。

歳入については、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、財産収入、寄附金、諸収入、村債の確定に伴う補正を、国庫補助金においては新規交付による増額補正を行いました。

歳出については、総務費の総務管理費では、企画費で空き家活用若者定住住宅補助金の不足額を、統計調査費で事業費の確定による不用額を、農林水産業費の農地費及び林業費では県補助金減額による財源振替を、土木費では道路維持費で、新たに臨時道路除雪費事業補助金が交付決定されたことに伴う財源振替及び事業費減による不用額を、教育費の教育総務費では事務局費で、小学校費では教育振興費で、社会教育費では文化財保護費で、それぞれ財源振替を、諸支出金では基金費で将来の財政負担の軽減を図り、健全な財政運営を行っていくために財政調整基金ほかそれぞれ必要な基金の積み立てを、予備費においては歳入、歳出の調整を行ったものです。

歳入歳出それぞれ補正額は1億1,600万円の増額補正です。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第4号））の提案理由を申し上げます。

平成26年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

その主な内容についてご説明申し上げます。

歳入については、支払基金交付金の確定による減額を補正計上しました。歳出については、保険給付費で介護サービス等諸費、特定入所者介護サービス等費の不用額、その他諸費の不足額をそれぞれ補正計上し、増減の差額につきましては予備費で調整させていただきました。

歳入歳出それぞれ補正額は2,049万7,000円の減額であります。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（村税条例の一部を改正する条例について）の提案理由を申し上げます。

本件は、村税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

村税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部を改正する法律が平成27年3

月31日公布されたことに伴い改正するものです。

内容は、軽自動車税について、一定の環境性能を有する軽四輪等についてグリーン化特例を導入、二輪車に係る税率の引き上げ時期を平成27年1月から平成28年1月に1年延期することになったための改正、ふるさと納税制度の拡大とワンストップ特例の創設、特例控除額の拡充を図るための改正、その他、マイナンバー制度導入に伴う文言の改正等を行うものです。施行は平成27年4月1日からとなります。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村国民健康保険条例の一部を改正する条例について）の提案理由を申し上げます。

本件は、麻績村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容は、上位法令である国民健康保険施行令等が平成27年3月11日に公布され、保険事業における特定健診等の法改正に伴い、本条例の一部の条文の改正が必要となったものです。施行は平成27年4月1日からとなります。

次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の提案理由を申し上げます。

本件は、麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成27年3月11日に公布されたことにより、税額の課税限度額、高齢者支援金分限度額、介護納付金分限度額をそれぞれ引き上げ、税軽減措置においては軽減判定所得の算定基礎額の引き上げを行うもので、本条例のそれぞれの該当条文の改正が必要となったものです。施行は平成27年4月1日からとなります。

次に、議案第1号 平成26年度社会資本整備総合交付金事業道路改築工事請負変更契約についての提案理由を申し上げます。

平成26年9月17日、臨時議会で議決いただき進めてまいりました村道高畑野口線改良工事野口橋の橋梁上部工について、契約内容に変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づく議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

次に、議案第2号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し

上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の改正に伴い、低所得者の第1号保険者の軽減強化のため保険料率を改正するものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、議案第3号 麻績村観光施設の指定管理者の指定期間の変更についての提案理由を申し上げます。

平成24年6月定例議会で議決いただきました麻績村観光施設の指定管理者の指定期間について変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、議案第4号 東筑摩郡筑北保健衛生施設組合理約の一部を変更することについての提案理由を申し上げます。

東筑摩郡筑北保健衛生施設組合の事務所が所在する筑北村役場の本庁が平成27年7月21日に本城庁舎に移転することに伴い、同組合理約の一部に変更が生じるため議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

次に、議案第5号 平成27年度麻績村一般会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

平成27年度も既に2カ月が経過いたしました。事務事業も順調に進展しております。事務事業を執行していく上で必要となりました事項につきまして、予算補正を行うものです。

補正内容の主な点について申し上げます。

歳入については、国庫支出金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、臨時福祉給付金事務費補助金、子育て世帯臨時特例給付金事務費補助金が新たに補助金の交付対象となったため、それぞれ見込み額を計上いたしました。

諸収入では、雑入でコミュニティ助成事業助成金、県市町村振興協会助成金の内示額を、高速救急支弁金については増額分を、貸付金元利収入についてはコミュニティ助成事業等実施に伴う貸付金返済額を見込み計上いたしました。

村債では、過疎債で農産物加工施設の施設修繕費及び機器更新費、過疎地域等自立活性化事業国庫補助金減額分の経費を計上いたしました。

なお、歳入不足額分については、前年度繰越金を充てさせていただきました。

歳出については、全款にわたり、4月の人事異動に伴う人件費の差額を補正計上いたしました。

その他、主な各款別支出項目内容を申し上げます。

総務費の総務管理費では、一般管理費で社会保障・税番号制度システム対応委託料の不足額を、財産管理費でリース期間満了となる協力隊使用の車両買い取り代等を、企画費で臨時職員の賃金を、過疎地域等自立活性化事業関係で委託料を減額し工事費への組み替えを、地域おこし協力隊活動用車両の新たなリース契約4台分を、コミュニティ助成事業実施に伴う交付金及び貸付金を増額計上いたしました。

民生費の社会福祉費では、社会福祉総務費で職員研修費負担金不足額を、社会福祉費で臨時福祉給付金等交付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業関係諸費を、老人福祉費で室内ゲートボール場施設修繕費を、福祉センター費でテレビ受信料を計上いたしました。

農林水産業費の農業費では、農業振興費で農産加工施設の施設修繕費及び備品購入費を計上いたしました。

商工費では、観光総務費でスカイライダー法面集水ボーリング工事費及び車両購入費を、公園管理費で展望台遊歩道及び聖湖畔栈橋改修工事費を計上いたしました。

土木費の道路橋梁費では、道路新設改良費で若者定住促進住宅地と国道との交差点協議に伴う調査設計業務委託料を、住宅費では、住宅建設事業費で地盤調査業務委託料不足額を計上しました。

消防費の非常備消防費では、高速救急支弁金不足額を計上しました。

教育費の社会教育費では、社会教育総務費で分館公民館整備補助不足額を計上しました。

予備費においては、歳入歳出の調整を行ったものです。

歳入歳出それぞれ補正額は3,750万円の増額で、補正後の歳入歳出の総額は25億2,650万円となります。

以上、承認5件、議案第5件です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

平成27年第2回麻績村議会定例会6月議会第1日目を終了し、本日はこれで散会といたします。

この後、直ちに委員会室において全員協議会を開催し、上程しました議案の内容説明を受



けますので、移動をお願いします。

また、全員協議会終了後、社会文教委員会において付託案件の審査を行います。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時54分

平成27年第2回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

平成27年6月8日（月）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

---

出席議員（7名）

1番 小山福績君

3番 塚原利彦君

4番 宮下仁雄君

5番 塚原義昭君

6番 峰田昶君

7番 坂口和子君

8番 尾岸健史君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長 高野忠房君

副村長 塚原勝幸君

教育長 飯森力君

村づくり推進課長 宮下和樹君

総務課長 柳原俊文君

振興課長 宮下利秀君

住民課長 峰田江津子君

観光課長 塚原敏樹君

教育次長 森山正一君

監査委員 花岡興男君

事務局職員出席者

議会事務局長 臼井孝夫

書記 岩淵美奈

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） 定刻となりました。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、平成27年第2回麻績村議会定例会第2日目を開会いたします。

報道関係者より写真撮影、議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

---

◎一般質問

○議長（尾岸健史君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問者は5名です。

お諮りします。

5番、塚原義昭議員から本日午後の会議を欠席したい旨の欠席届が提出され、これを受理いたしました。欠席に伴い、質問順の変更の申し出がありましたので、お諮りします。

一般質問通告事項によります質問の順番の変更について、3番目の塚原利彦議員と4番目の塚原義昭議員を入れかえて、一般質問の順番を3番目に塚原義昭議員、4番目に塚原利彦議員とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、一般質問の順番を3番目に塚原義昭議員、4番目に塚原利彦議員といたします。

それでは、変更後の一般質問通告事項を事務局で配ってください。

〔一般質問通告書配付〕

○議長（尾岸健史君） それでは、お手元の一般質問通告事項のとおり、順番に発言を許可いたします。

---

◇ 坂 口 和 子 君

○議長（尾岸健史君） 初めに、7番、坂口和子議員の一般質問を許可します。

7番、坂口議員。

〔7番 坂口和子君 登壇〕

○7番（坂口和子君） それでは、7番、坂口です。一般質問を行います。

全国的に子供の出生数が減り、国も子供の増加のために、女性が出産しやすく、また子育てしやすい環境整備を制度化して各自治体にその実施を委ねています。麻績村でもことしの3月、麻績村子ども・子育て支援事業計画が、平成23年3月には麻績村特別支援教育推進計画が、また第6次振興計画にも子育てや教育環境整備については第1章に掲げています。

本日の質問は、これらを加味した上でさきの通告に従って質問いたします。

まず、質問事項1、子ども・子育て支援事業計画、平成27年度から31年度にかけての実施に伴う具体案についてお尋ねします。

麻績村子ども・子育て支援事業計画は、国が平成24年8月、子ども・子育て支援法が制定されたことに基づき、このたび麻績村でも支援事業計画が策定されました。私も策定委員として参加させていただきました。年々子供が減少して保育園児では、1クラス7人という現状を目の当たりにしたとき、この5年間に何をどのように実行するのが大きな課題であり、それに伴う財政計画と各要旨について具体的な方策をまずお尋ねいたします。

質問事項2については特色ある学校支援事業についてです。

児童数が年々減少し、どこの学校でも小規模学校になればなるほど、地域住民と共同で行う行事や行政が支援する学校運営の特徴が見られますが、麻績村としては何を特徴としていますか。村外から麻績村に移り住んで麻績の学校に入れてみたいと思えるような魅力は何で

しょうか。高校を卒業し一旦村を離れても、村に戻りたい、自分が育った村に何か貢献したい、自分たちは麻績村で育って、友達に誇れることはこんなことがあると言えるような学校支援事業は何があるのでしょうか。

各質問事項の要旨については、答弁を伺った上で再質問を自席で行います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、坂口議員さんのご質問に答えさせていただきます。

まず最初の1つ目のご質問でございます。

子ども・子育て支援事業計画の実施に伴う具体案についてということでございます。

その中で、まず財政についてのご質問でございますが、その前に坂口議員さんにおかれましては今回子ども・子育て支援事業計画、これに大変ご苦勞いただきました。この場をかりて感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

それでは、財政計画という点におきましては、この計画の中には多くの事業があるわけがございます。多額の財源を要する建設事業費等につきましては教育施設整備基金、これは現在5,500万円ほどございますけれども、こういった基金、あるいは各種制度、こうしたものを活用してまいりたいと考えております。

また、本計画に記載されております個々の事業費、この大部分が経常経費的な取り扱いがされるという項目でございます。今後これら重要な事業が確保できるように毎年努めてまいりたいと、こう思っております。

続いて、現行実施されております子育て世帯への各種経済的支援のほかに、子供の増加を推進するための新たに取組む案等についてということでございますが、現在、若者定住促進に向けて各種子育て支援施策や教育環境の整備に努めておるわけでございます。こうした中で、新たなニーズにこたえつつ、そしてまずこれらの事業、今計画あるいは実施しておりますこれらの事業の定着に向けてまず努力をしていきたいと、こう考えておるわけでありまして。

そして、支援の必要な子供への取組みについて、現行以外に今後計画している方策はあるのかと。特に村として特徴ある方策はということでございますが、麻績村での支援を必要とする子供たちへの取組みにつきましては、一人一人の個性を大切に質の高い内容であると思っております。今後も個々のニーズにこたえた、こうした取組みが継続できるように努めてまいりたいと、こう思っております。

子育て支援を一元化するための組織化と専門職員を配置した子育て支援センターの設立の考えはないかというご質問につきましては、現在の麻績村の規模としては、関係する全課等が連携して進めております現行の体制が効率的かつ有効的と考えておりますので、新たな組織を設置する考えはありません。今後とも一人一人の子供を切れ目なく見守っていただけるよう努めてまいります。

認定こども園としての現在の保育所の運営形態を変える考えはないかというご質問でございます。ご承知かと思いますが、認定保育園には保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れること、そしてまた子育ての相談や親子の集いの場所を提供することが求められているわけであります。現在、麻績村では全ての入園希望に应运っておりますし、子育て支援についても幅広く対応しておりますので、あえて認定こども園に移行する必要はないと考えておるわけであります。

次の2つ目のご質問でございます。

特色ある学校教育支援事業についてということで、その中で、修学旅行費、臨海学習費の全額公費負担はできないかということにつきましてでございますが、修学旅行、臨海学習、これらは子供たちにとって一生の思い出になる大切な行事だと思っております。こうしたことから、麻績村ではその費用の一部を助成させていただいておりますが、これも親としての責務などの観点から、さまざまな意見があります。そうした中で、現在は助成金を出す市町村は少ないと聞いておるわけであります。麻績村では、このほかにスキー教室を初めとする公費負担を伴う独自の事業を多く実施しております。こうしたことから、修学旅行、臨海学習に対する全額公費負担の増額、これらは大変難しいと考えております。

そして次の、村内及び県内では学習することができない文化・科学・スポーツ等に触れ合う機会を、公的事業として取り組む考えはないかというご質問でございます。おっしゃるとおりでございます。感性が育つ子供の時期に、一流の芸術・文化・スポーツ等に触れることは大変有意義なことだと思っております。こうしたことから、現在も文科省の事業等を活用して一流に触れる、このことを幅広く実施しておるわけであります。今後も引き続き多くの機会に恵まれるよう努めてまいります。

以上、答えさせていただきましたが、それぞれ詳細につきましては教育長及び住民課長から補足をさせていただきます。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） それでは、私のほうから補足をさせていただきます。

まず最初に、子ども・子育て支援計画の実施に伴う具体案についての財政計画でございますが、教育委員会関係で申し上げますと、この実施計画につきましてはハード面よりはソフト面のほうが主かと思っております。そんな中で、ソフト面で実施していくに当たりましてはそれほど大きな費用が必要になってこないというようなことから、年度ごとの必要経費として予算計上させていただいていきますので、よろしくお願いいたします。

また、現行実施されている子育て世帯の経済的支援のほかに、子供の増加を推進するために新しく取り組む案はということでございますが、教育委員会といたしましては、保育園を初め学校運営の支援を行う中で、子供そして保護者の皆さんが安心して安全で子育てができる体制づくりを行うことを考えております。

また、本年度からは子育て支援策として、ひだまり広場を開設しております。未就園の子供さんたちと保護者の方が自由に交流できるようにということで行っておりますが、現在、火曜日と金曜日実施しているわけでございますが、毎回7から10組ぐらいの方々が利用して、和気あいあいと交流をしておるわけでございます。また、この時間を過ぎても外で子供たちがしっかり交流する中で、事業が進んでいるというふうに思っております。教育委員会としては、安心して子供を産み育てる環境づくりを少しではありますが、進めているところでございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

また次に、支援の必要な子供への取り組み等につきましてですが、現行の支援体制につきましては他地域に比べまして非常に高いレベルと考えております。そんな高いレベルを今後も維持をしていきたいというふうに考えております。また、学校を初め子育て支援連携協議会等の関係機関との連携を密にする中で、子供たちの自立に向けた支援を行っていきたいというふうに考えております。また、通常学級においても、学習のおくれ等に対応するためにもTTの配置を行い学習支援を行っておりますので、こちらも引き続きやっていきたいというふうに考えております。現在、子育て支援連携協議会の中でもキッズサポート会議とか支援員等の研修等をする中で、しっかり進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、子育て支援を一元化するための組織化というようなことでございますが、子育て支援体制につきましては、各業務の中で専門的に配置しております。またそんな中で現状体制を維持する中で、各業務間で連携を密にする中で情報を共有し対応してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

また次に、認定こども園としての現在の保育所の運営形態でございますが、認定こども園

は幼稚園機能と保育園機能を持ちあわせたものということで、特に都市部においては保育園施設の不足によります待機児童が多くなっていると、これらを解消するためにも認定こども園とすることにして待機児童を少なくしていくという目的があろうかと思えます。

現在、麻績保育園では3歳以上におきましては待機児童はおりません。そんな中でもいろいろな規約というか、それに保育園に入るための部分があるわけですが、麻績村の場合は、今のところそれに適用されて保育園に入れないという方はおりませんので、よろしく願いいたします。

そんな中で、延長保育そして一時預かり等も実施する中で、保育を実施しているということですが、またそんな中で、認定こども園としての機能の中に世代間の交流が入っておりますが、保育園の場合はゼロ歳児から入園が可能です。そんな中で縦割りも行ったりして、現在も年齢別の部分で交流を深める中で保育を行っているということ、また小学校も麻績村の場合は一つでございます。スムーズな小学校への入学をするためにも、小学校との交流をする中で円滑な接続をしていきたいということでございます。

今後も質の高い保育の実施に努めてまいりますので、よろしく願いいたしますということで、運営形態につきましては認定こども園に今のところするという考えはございませんので、よろしく願いいたします。また、保育園、幼稚園につきましても幼児教育に対します基本的な方針は違いはありません。そんな中で行っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、質問の2つ目でございますが、特色ある学校教育支援事業ということで、修学旅行費、臨海学習費の関係でございますが、現在、麻績小学校児童に対しましては修学旅行費を補助しております。それと臨海学習にも補助を行っております。中学校に関しましては組合立でございます。筑北村との調整の中で現在は行っていないのが現状でございます。そんな中で、小学校、中学校ともに義務教育でございますのでお金が余りかからないということで、ご家庭にかかる負担もそういう部分が多いかと思えますが、やはり親の責任としての部分、そこら辺が必要ではないかなということも思えます。

そんな中で、現在の近隣の現状でございますが、筑北村は小・中学校に出しているということで、先ほど筑北中学のほうは出ていないわけですが、筑北村さんは出しているということ。それと、生坂村につきましては、中学校の修学旅行に対してバスの補助をしているということ、そして松本市、塩尻市、安曇野市、山形村、朝日村、松本市朝日村山形村の学校組合等については、一切今のところ出していないというようなことでございます。



なお、先ほど申しあげました支援の中でございますが、村としても扶助費ということで小学校・中学校のほうには修学旅行の部分とか学用品等の部分にも出してございますので、通常の保護者の部分に関しましては、現在そのような状況になっているということでございますので、よろしく願いいたします。

次に、県外での部分、村内、県内では学習することのできない文化・科学・スポーツ等に触れ合う機会ということでございますが、現在も小・中学校ともに学校授業としてできる限り多く国レベルの文化・スポーツに触れられるような事業を行っております。これからも学校と調整しながら進めていきたいと考えております。

なお、近隣の学校間でも質の高い芸術文化等を学べるよう連携を図りながら行っております。この5月にも和太鼓で奈良の方々が登場してくれたわけでございますが、こちらも連携をとる中で、筑北中、麻績小、坂井小の子供たちが鑑賞を実施してございます。現在、事業が確定しているものにつきましては、中学校では秋に東京シティ・バレエ団ということで公演を実施するよう決まっております。また、村でも麻績村としてでも県民コンサートというようなことで、やはり技術の高いものを知ってもらうためにということで秋口に県民コンサートの実施も予定しております。毎年それぞれの部分で国と調整をしながら、また日本サッカー協会等も含めながら、国のトップクラスの部分の公演等をいただいております。今後はこちらを続けていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

教育委員会関係は以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、私のほうから先ほどのご質問に対しての住民課関係の補足部分について説明申し上げます。

まず、財政計画ですが、子ども・子育て支援事業計画の中の地域子ども・子育て支援事業の中の、乳幼児関係の全戸訪問、養育支援訪問事業等、またその他の第5章の子ども・子育て支援事業関連計画部分についてが住民課関係の主なものとなりますが、先ほど村長から説明申しあげましたとおり、国・県の補助制度に基づくソフト事業が大半でございます。経常経費該当事業であり、現在のところ特別な実施計画などの対象としてはおりません。

続きまして、現在、実施中以外で子供の増加のために取り組む事業はということでございますが、平成27年度から不妊治療のための補助金制度が実施されるなど、母子保健事業では一通り事業が出そろったというのが私どもの認識でございます。さらに、母子保健事業についてのメインは筑北村との2村共同事業でありまして、今後の内容検討についてはどうして

も両村の協議が必要となります。当面につきましては、現在の事業を着実に実施していくことが大きなことだというふうに認識しております。

今後ですが、麻績村・筑北村両村とも次第に体制が変わってきておりますし、また子どもの出生数、それから転入する子供の傾向等が少しずつ変わってきておりますことから、そろそろ見直しの時期ではないかというような話も出てまいりまして、今後両村のほうで母子保健事業についての内容検討に入るような計画がなされております。今後これが新規事業につながる可能性はあるというふうに認識しております。また、さらに今後の状況の変化により、新たな事業が必要になる場合は速やかに新規事業の検討には入らせていただきたいと思いますと思っております。

次に、支援の必要な子供への取り組みで、現行以外の計画はということでございますが、支援の必要な子供といいますのは、障害のある子供ということではなくて、家庭環境や経済的な状況を含め、何らかの手助けが必要な子供というふうに認識しております。したがって、課題が発生するごとにケース会議等により課題に応じた早急な支援を実施していきたいと思っております。これにつきましては、さまざまな家庭の状況等の変化がございまして、なかなか事前に準備できるものでもないわけですので、なるべく早くさまざまな情報をキャッチすることが大切かなというふうに思っております。

なお、この問題に関しましては教育委員会の子育て支援室長、子育て支援コーディネーター等と連携いたしまして、対応については遺漏のないように努力してまいりたいと思っております。

住民課関係につきましては以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 一通り、村長、教育長、課長等の答弁いただきましたので、それを参考にしながら再質問をさせていただきます。

まず、財政計画についてですけれども、最初するときにも冒頭で申し上げましたように、この子ども・子育て支援事業が5年間にわたっての計画だと思います。ですから、今の時点であることと、将来、この5年間の間にこう展開していくというところがはっきり見えてくるとうれしいと思って、私は質問させていただきました。また、これからもその内容でいきます。

まず、財政計画についてですけれども、平成20年度から27年度までの教育費を拾い出してみました。25年度までは決算書から、26年度、27年度は予算書から、各年度の金額を参考

までにまとめてみましたけれども、おおむね1億6,000万円から1億8,000万円、本年度は小学校の体育館の天井改修費があるために2億2,000万円とちょっと増額になっております。また、放課後子供プラン推進費については平成20年、21年度が約540万円台、22年、23年、24年度は650万円から670万円台、25年度から700万円から1,000万円台に増額されています。これは、放課後支援事業や森の学園事業等によるものと思われます。

また、児童福祉費については、20年度から本年度の予算までを見ると、延べ7,000万円から8,000万円であります。小学校費についてもおおむね3,000万円から4,000万円台で、26年、27年度は3,700万円前後であります。

財政的分析において、これらの数字ばかりで押し量られるものではございません。先ほどの答弁の中にありましたように、ハード事業よりソフト事業が重視されておるといってお話もありましたけれども、村長は子ども・子育て支援事業の将来的財源はどのように活用しながら、麻績村の宝とする子供に対して物心両面からどのような先行投資をするか、まず伺いたします。

今申し上げましたように、財政の金額がある程度出ておりますけれども、これに加えてもう少しこういうところはこのような増額でいきたいとか、そういうものがあつたらお答え願いたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 事業、何をするにも財源が重要なわけがございますが、先ほど申し上げましたように、ハード事業、これらにつきましては国・県等の制度資金、あるいは現在持っております、今後も積み立てをしましてありますが、教育基金、教育施設整備基金、こういったものを活用していきたいと、こう思っております。それからまた経常経費的な事業、これらの中には現在今おっしゃられた、担当のほうで説明した事業の中にもそれぞれ制度を活用している事業等が数多くあります。それからさらに村単独事業、こういったものもあるわけがございますが、これらを全ていわゆる経常経費的な区分がされておまして、それぞれ年度ごとに予算化しておるわけでございますが、今子供が大事だということで、そういったところに重点配備をして進めているということでございますので、そういった対応で今後もできる、そのように思っておるわけであります。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） そうすると、今後の計画の内容によっては増額をしながらその事業の遂行に努めるという確認でよろしいでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 先ほど申しあげましたように、それぞれ時代によってニーズも変わってくるわけでありまして。それからサンセット、なくなっていく事業もあるでしょうし、それから新たに出てくる事業もありましょうし、そういったことを考えながら予算を配分していくということになります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、要旨の2番に移ります。

現在行われている子育て世帯への経済的支援は出産祝い金、1歳から3歳までの子育て支援金、3歳以上の通常保育園内の保育料の無料化、医療費助成事業、児童手当等、本年度は臨時給付金も出ます。予算化されておりますけれども、先ほど担当課長等の答弁もありましたように、国や県の補助金を利用しながら行っているということでもあります。麻績村として、本当の目玉になるような思い切った金銭的施策があってもよいのではないかなと思います。

それは、昔と違って今子育てに非常にお金がかかっております。おむつ代、ミルク代、チャイルドシート、ベビーカー、それから小児科専門医が近くにありませんので、必ず村内から村外へということになり、子育てにかかる費用が以前に増えています。1人の子供を育てる費用が大きく、村内のように若い世代の人が働く場所が少ないところでは、経済的に苦しいので、勤めやすく子育てしやすい地域での居住を求めるのではないのでしょうか。

今回の計画を具体化する中でも、新しく取り組む姿勢はないのでしょうか。というのは、先ほどの答弁の中にもありましたように、親には親の子育て義務もありますし、それからそういうことを考えていくのが当然かという考えで、前提でなっておると思いますけれども、実際に日常生活の中で一人の子供を育てていくのに、今子供をふやせふやせということで中には3人、麻績村でも3人世帯が多くなっていると思います。ですけれども、今後子供が多くなればなるほど子供にかかるお金もふえてきますので、もう少しお金ばかりの支援がいいということは一概には言えませんけれども、子供を育てる親たちに対しての金銭的支援が何か形でなされてもいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 子育てにつきましては、いろいろなお考えがあろうかと思いますが、今、

村で進めておりますのは、いわゆる現物支給、このことも大事でありましょうが、現物支給も大事であります、それ以上にいわゆる環境を整えていくということも重要だと考えておるわけです。例えば麻績独自でやっていますおみっこ元気クラブ、こういったものにも相当の費用がかかっているわけです。こうしたいわゆる環境整備していくということも子供たちにとって大事だというふうに考えております。

それからさらに、教育現場におけるいろいろな整備費、そういったものにもこれからはお金をかけなければいけない部分があるわけでありまして。そうした中で、個人個人への現物支給を優先するという考え方は今のところありません。ですから、それも大事でございますが、それ以上に大事な環境をつくっていくということに重点を置きたいと、こんな考え方でありまして。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 若い子育てをしている親御さんたちにその村長の考えがしっかりと理解されるように、今後いろいろな機会にそういうPRをしていっていただいで進めてもらいたいと思います。

それでは、要旨3の支援の必要な子供への取り組みについてですけれども、計画には障害のある子供の支援や家庭への支援については8項目、この計画書の中です、事業計画書の中です。それからひとり親家庭への支援は3項目、それから困り感のある保護者への支援にも3項目等と計画には提案されていますが、やはり近年は身体的・精神的支援を要する子供がふえていることを考えると、小学校卒業後の学校教育については現在村外への通学が主体となっているため、以前に父兄から出されておりました養護学校の分校設置についてはどう考えているのでしょうか。

麻績で育った子供が将来も村内で暮らせるような支援体制を整え、全ての子供が麻績の宝で、子を持つ親も安心して育てられる環境整備が大切と考えます。一人一人の子供には全てに際限のない潜在的能力が備わっているから、それを行政も住民もともに大切にすべきではないかと思えます。これについては、先ほど冒頭に申し上げましたように、この麻績村特別支援教育推進計画の中にも非常に細かく設定されておりますし、もちろんこの今言った子ども・子育て計画の中にもうたわれております。

年々支援を要する子供がふえているということで、麻績村では学校についても加配の先生を配置したりとか、それなりの今取り組んでいることに私も敬意を表しておりますし、これは今後も続けてもらいたいと思えますけれども、もう少しその子供たちが大きく成長した後

のことも加味して養護学校の分校設置の方向性はどうか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうから、若干お話をさせていただきたいと思います。

支援を要する子供たちに関しましては、少し前にそういう分校というお話もあって、非常に検討をさせていただきました。そんな中で、なかなか県のほうも難しいというような状況もございました。現在もそういうお話は出ておりますが、村としてはどういうふうにしていくかということもございまして、加配等お願いする中で現在小学校・中学校、それぞれの学級を設ける中で、それに似通った部分をやっているという部分もございます。そんな中で、子育て支援連携協議会等の協力、またそんな中での部分でできる限りそういう方向性を持っていきたいという考えがございます。

現在、麻績小学校では人数的には10名ぐらいおるわけでございますが、先生が4名ついております。そんな中でも、約1人に対しては1.5人ぐらい、中学校につきましても1.5人から6人ぐらいの体制で今勉強を見ているという状況でございます。今後ふえると予測されるわけでございますが、現在も保育園から、また保育園へ上がる前からの一貫性を見る中で、できる限り早く発見する中で対処をとっていきたいという考えもございまして、今後はそれに向けて検討はしていきたいというふうに考えてはおりますが、今すぐというわけにはいきませんので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 今の答弁の中で、以前にも検討したけれども、県のほうから難しいと言われた一番の大きなところはどこでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 人数的なこともあろうかと思いますが。私もその場にいたわけではございませんので、ちょっと何とも言えないわけでございますが、そういう部分で費用の面、また県の体制の中でも地域的な部分も考慮してやっているというふうにお聞きしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） ことし小学校6年生卒業した人が、村外の養護学校へ行っていらっしゃいます。それは、やはり学校時代にその子がどうであるかということ、学校の先生方に伺いますと、学校の在籍中から養護学校との交流もあって、極めて自然に今喜んでそちらの学校へ行っているということは聞いておりますので、それは非常にいいかなと思います。

ただし、まだ今在校の子供たちもおりますし、今後それに村外まで出にくいような子供さんが出た場合、その場合はどのような対応をする予定ですか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） おっしゃられたとおりでございます、今年4月から通っている子供、非常に元気よく行っているというふうにお聞きしております。そんな中で、小学校との交流もする中で、いつでも帰ってこられる体制等もとっておるわけでございます。

また、今後につきまして、そういう状況になるということが予測されるということでございますが、実際今先ほど申し上げたとおり、子育て連携協議会等の中でも検討をしております。そして、どのようにしていくかということ、また将来的にどのようにしていくかということも踏まえて、今連携協議会の中でもそれぞれ個別に研究しながらやっているということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 子供を持っている親にしてみますと、子供はあっという間に1年2年過ぎて成長していきます。村が考えている、考えているということだけでなく、その具体的なものをもう少し提示していただいて、子供にも父兄にも安心してこの村の中で子育てができ、将来の子供の成育に影響のないような方策を出していただきたいと思っておりますけれども、その時期とか方針はどうでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） すみません。一つ村だけで進めているということではございませんので、しっかり親ともお話をしながら支援をしているということでございます。またそんな中での体制づくりをどういうふうにしていくかということで検討をしているわけでございまして、その検討でいついつからやるというようなことは今申し上げられる状況ではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 計画が計画だけに終わらないように、障害を持った子供さんたちも十分村の中で生活ができ、親御さんも安心してできる、そういうことが見えてきますと、早くから障害かな、例えば精神的なもの、または肉体的なもの、肉体的なものは障害については早くから発見できますけれども、医療機関で発見しやすいですけれども、どちらかということ、やはり精神的なもの、知的なものだとか、それから情緒とかということになると非常に見つけにくいですし、表面化されてきませんので、親御さんたちはなおさらのこと、今も実際に

学校等それから保育園等そういう家庭については指導したいけれども、なかなか理解してもらえないというのが事実だと思います。やはり麻績村ではこれだけの支援をきちんとやるからということが見えてくれば、それなりに早くから子供たちのそういうハンディについては親も一緒になって、村と一緒に考えていかれると思いますので、そのことは強く要望します。よろしくお願いします。これは要望です。

時間がだんだんなくなりますので、次に移ります。

子育て支援センターの設置の考えです。保育園の運営やひだまり広場の活用については教育委員会の管下であり、乳幼児事業は先ほども答弁ありましたけれども、住民課で行い、それから特に乳幼児の母子事業については筑北村との共同事業になっております。筑北村では、早くから子育て支援センターには保健師、保育士、ケースワーカー等専門職をそろえた事業形態になっている上に、ことしの4月から教員の資格を有する方が施設長になり、まさしく赤ちゃんから学童・生徒の教育課程まで一連的に支援されることとなり、真の意味での子育て支援が実施できているのではないかと感じております。

このことに関しましては、以前にも質問したことがあります。麻績村でもその点について考えているか、先ほどの村長の答弁では、今のところこの子育て支援センターの設立は考えていないということで、各事業所との連携の中でやるということになっておりますけれども、子供の成長に関しては、赤ちゃんのときから大きく成長してくるまでの一連の形態について支援し、一緒に育てていくのがベターかなと思いますけれども、この点、大きい市や町ではそのような組織がありまして、子育て中の親にとっては乳幼児時期から学校につながってもらえる安心感もあり、何よりも子供自体にとって好ましい環境になっていると思います。

先ほどの答弁では、当面は考える予定はないということですが、いろいろな各種、確かに連携会議があってその中で検討されていますし、実際には一部ではそのようなことも実施に移されていることでもあります。特に、ことしから開始された先ほども教育長の答弁にもありましたように、ひだまり広場では子育て支援拠点事業として実施されておりますし、それからその人数についてはこの支援計画の中では、28年度には利用者が月に80人、28年度には100人、29年度には190人、5年目の31年度には200人の利用者が想定されています。この数字は子供の出生数が減っている現状に、ひだまり広場での子供たちだけがふえるということはちょっと考えられないような気がするんですけども、これも内容を充実されたり支援の体制を整えるためには、こういう一連的な子ども・子育てセンターの確立が大事なかなと思います。



人件費のことから、なかなか組織の立ち上げは難しいということを言われますけれども、先ほどの財政計画ではありませんけれども、人件費も含めた支援事業は絶対必要かと思えますけれども、その点、村長はいかがですか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） おっしゃるとおり、そういった専門のセクションがあると非常にいいということは思っておるわけでありますが、その前にぜひご理解いただきたいのは、麻績の人口3,000人規模の自治体では、いわゆる定員管理といいますか、職員の数でございますが、約50名であるわけです。現行40名、50名ちょっと切っておりますけれども、こうした中で、3,000人の村民の福祉の向上ということで努めていかなければならないということであります。そうした中で、そういったセクションだけにそれだけの人材を確保していくというのは非常に難しいことなんです。

先ほど、具体的に保健師さんというようなお話も出たわけですが、今、保健師さんの事業としては、いわゆる通常の保健事業でありますとか、それから村民の健康管理のためにそれぞれ各戸回っていただいたり、それからさらに包括というほうの事業等もいろいろやっております。それからまた子育てだとか、それから幅広い仕事をしているわけです。そうした中で、そういった保健師さんをそういった事業から外してそちらに持っていくということが大変難しいんです。それでまた、個々の事業量というのもそれほど大きくないということでもありますので、それぞれ兼ねてやっていただくということでやっているんです。今、そういった形でやっておりますが、特に支障はないとこう見ております。

でございますから、麻績村においては麻績村なりきの麻績村としてベストの体制を今とっているということをご理解をいただきたいと、こう思っております。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） ベストの体制ということで、自慢できる支援体制になっているという解釈でしょうか。

私は、身近な隣村を見せていただいて非常にうらやましいなと思っております。向こうは人口的にも多いし、スタッフも旧3村の職員がそのまま何人か今まだ在籍しておりますので、そういう人材の活用についても非常に組織がつくりやすいかなと思っております。それは私も十分承知しておりますけれども、先ほどから言っていますように、どこに力を入れるかという村の考え方だと思います。本当に子供を麻績の宝として考えるなら、そこらのところは今職員の定数とかということじゃなくて、独自の企画をして、独自の考えを全面的に出さな

いと麻績村のよさが見えてこないと思います。そういうことで、私はそのことを強く要望したいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） おっしゃることはわかるわけですが、ぜひ隣村との比較ということで今お話しございましたが、形だけではなくて、実際の中身の比較をぜひしてほしいと、こう思っております。

例えば今、麻績村におけます教育関係の皆さんのご努力、スタッフの皆さんのご努力によって、おみっこ元気クラブ、こういった活動は本当に文科省も注目しているというような事業でもございますし、こういった事業ができるというのは今皆さんの力を合わせた今の形で今できているということでございますので、今の形が効率的であるし、そういったことを考えているわけでございますので、ぜひともそんなことでご理解いただきたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それは十分理解しております。この後の質問にもちょっとつなげますけれども、時間がありませんので、2番目の特色ある学校教育支援事業についての要旨1番目です。修学旅行の費用、それから臨海学校の費用についての補助、公費ということについて意見を述べさせていただきます。

現在、先ほどの答弁もありましたように、修学旅行については小学校4,000円、これはもう私が調べた平成20年からもうずっとそうです、4,000円。それから、費用としては1人が26年度は3万8,525円かかっております。それから臨海学校の場合は1人について2万7,938円かかっておりまして、補助が3,000円出ております。これは子供たちが1クラス30名近い多いクラスのとときも、それから今のように今年は6年生15名です。それから今後減ってきてまして10名前後、また多くて20名ぐらいになって、それから先ほど冒頭でも言いましたように7名というクラスもあります。こういう少ない子供たちには公費で払ってもせいぜい5年間、もし旅行で行った場合、この計画の5年間の分、15名から20名の旅費は全部総額にしても臨海と修学でも100万円から150万円ぐらいの増額で足りると思うんです。

そうすると、麻績村では子供が少なくなっている体制の一つとして、この修学旅行費、臨海学校の費用、それからこの2番目にも入れました県外の学習とかそういうことにも費用を出して、公費で費用を出してそして子供に十分なそういう体験をしてもらい、また親の負担も少なくしてもらおうという、そういう考えを特徴として出したらどうかと思いますけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） これもいろいろなお考えがあらうかと思ひます。

実は、最初に先ほど申し上げましたように、修学旅行、あるいは臨海学習、これは子供たちの一生の思い出になることだと思ひんです。この一生の思い出になる大切なことを、親が何をしたかということなんです。自分のことを言つてはいけませんが、昔は親が本当に苦勞して、そして親のおかげで修学旅行に行けました。こういったことから親に対する思ひ、こういったものが育つんではないかなと、こう思ひんです。果たして今それが何があるかということを見たときに、修学旅行、お金かかります。親御さんの負担も多い。このことは承知しております。でもこうして、親の苦勞によって子供がそういう旅行に行けたと。それが大事だと私は思ひているんです。

今、県下でもそれから全国的にもそうだと思ひんですが、こういった部門に現金給付をするところが少ないというのは、そういったことではないのかなと、そう思ひているんです。公費で支援していくというのは、先ほどから申し上げておりますそういったもの以外の環境整備でありますとか、そういったところに支援すべきであると、そう思ひているわけです。

話は飛ぶわけですが、医療費の無料化、これについても実はいろいろなご意見があるんです。特に中学生については、そこまで現物支給が果たして今の教育の中でいいのかという親も、実際にいることはいるんです。そういうことを考えていきますと、今、言われました1クラス7人とか10人とかという、こういったときにはまた考慮をするということはあるにしても、今の補助、そのぐらいがいわゆる適当ではないかと、こう思ひております。ですから、これをさらに増額、あるいは全額公費負担ということはすべきではない、そう思ひております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 親の負担については、26年度までは1,100円で積み立てをしていたそうですけれども、27年度から1,500円にふえております。それからPTAの総会するときにもPTA会費の値上げについても子供が3人、4人いれば非常に負担が大きいという声がありました。それから、先ほどの幾つかの意見の中でも私述べましたけれども、若いお母さん方、若い世代の人たちが働く村内での事業所がありません。そういうことを考えると、今言つたせいぜい20名ぐらいの学校規模については公費負担、確かに私たちが子供のときは親が自分

が食べなくても子供に食べさせたとか、親の着るものはなくても子供に着せたとかというそれはありました。あつてしかるべきだったと思います。

しかし、今の世代は違っておりますので、そういう親が子育てをしやすい環境を行政も支援しているという、そういうところの力をもう少し表面的に出してもいかがかなと思いますけれども、最後の答弁で結構ですので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 議員のおっしゃることも十分理解するわけでございますが、教育というものはいろいろな視点から考えていかなければならないと、こう思っております。ただ単に行政からの補助金だけで、現物支給だけで子供が育っていくかということも考えていかなければならないと、こう思っております。

議員さんのおっしゃるようなこともございますし、教育委員会さんのお考え等もあるわけでございますが、今後そういったことも総合的に検討しながら、今のご意見等も伺わせていただきたいと、こう思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 終わりに、この5年間での計画が本当に今の平成27年度とそれから31年度とどう変わったという、そういう結果が出るようなことを期待しております。これらの子育て支援事業は教育委員会に委ねている部分が多いと思います。村でも教育委員会等の組織については今後変化が見られると思いますが、大きく言えば、国づくりをする将来の子供たちには思い切った財政力を注いで、後悔のない施策の実施を切に希望して質問を終わります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 7番、坂口和子議員の一般質問は終了しました。

---

#### ◇ 小 山 福 績 君

○議長（尾岸健史君） 続いて、1番、小山福績議員の一般質問を許可します。

1番、小山議員。

〔1番 小山福績君 登壇〕

○1番（小山福績君） 一番、小山福績。

事前に通告いたしました3件について質問させていただきます。

最初に、株式会社共立メンテナンスとの指定管理協定についてお聞きします。

1として、協定期間短縮について。本年4月23日付で共立メンテナンスから、指定管理の契約を平成27年9月いっぱい打ち切りたいと書面で申し入れがあったと聞いています。平成24年10月に営業を開始、5年間の契約でしたが、協定期間の2年短縮に至った経緯を説明いただきたい。また、期間短縮の原因の一つと思われる共立メンテナンスのおおむねの年間の赤字額と村で直営していた平成24年10月以前の額も提示願いたい。

2として、今後の村の方針をお聞きします。この6月定例に議案第3号として麻績村観光施設の指定管理者の指定変更について、平成24年10月1日から平成27年12月31日までに変更されており、村長に先手を打たれたように感じますが、それはそれとして、今後前回の指定管理者の最終選考に3社が残り、このうちの共立メンテナンスと契約したわけですが、このときに、契約に至らなかった2社に相談していくのか、また新たな公募をする計画があるのか。大企業でもある共立メンテナンスが引き揚げた後、受ける側の企業も二の足を踏むと思われるが、本年12月31日までに指定管理者が決まらなければ、従来のように村直営に戻す考えがあるのか、お聞きしたい。

次に、麻績村の教育環境について。教育委員会からの中間答申及び今後の村長のお考えをお聞きします。

筑北村では、今月中に教育委員会で学校統合検討委員会を立ち上げる予定と聞いています。麻績村の学校統合を含む教育環境の問題は、平成22年3月3日の教育委員会からの上申書提出から5年を経過して、本年4月21日に村教育委員会から中間答申がなされました。今後、麻績小と坂井小の学校統合問題が進展しない場合は、当面は現状の環境を維持するとされていますが、両村会議が決裂してから1年になるが、この間に村長は学校統合問題に対して両村長で話し合いをするような努力をしたのでしょうか。

答申書には、研究を深め、学校統合については引き続き検討していくと書かれていますが、何をどのように研究して引き続き検討していくのか、また今後麻績村としての明確な方向性も含め説明願いたい。自分も初めからメンバーの一人として参加してまいりました。非常に難しい問題であることは自覚しておりますが、子供たちの将来のためにもさらなる努力を望むところです。

最後に、太陽光発電事業の対策について。環境保全の面から、業者と住民の間でトラブルが発生する前に、太陽光発電施設設置を規制する条例等の制定はということでお聞きします。

この5月18日、県では、太陽光発電事業計画の規制のあり方などを話し合った連絡会議の初会合が、長野市で開かれたと報道されています。役場に聞いたところ、麻績村ではこの連絡会議に出席できなかったということですので、会議の内容を聞くことはできないと思いますが、わかる範囲での説明を願いたい。

麻績村は太陽光発電に適した場所が数多くと思われます。いわゆるメガソーラーの設置計画等は県でも対応、また指導してくれると思いますが、中規模、また小規模な施設は村での対応が必要と考えます。施設建設による景観や環境への影響、急傾斜地などに設置された場合の水害の心配もあります。県では現行条例の見直しを表明、5月21日に条例の改正内容を検討する専門委員会を発足させたと報道されています。県の条例の見直しを見てからという答弁になるかと思いますが、早急な麻績村としての条例や指針、要綱を制定する必要があると考えます。

豊かな自然が麻績村の魅力でもあるわけですから、ある日突然ソーラーパネル設置工事が始まることのないように、条例等の制定の考えがあるか、お聞きしたい。

再質問は自席にて行います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、1番、小山議員さんのご質問に答えさせていただきます。

最初に、共立メンテナンスさんと指定管理協定についてということでございます。

指定期間の短縮という件でございますが、観光事業の効率化、これを目指してシェーンガルトンおみと聖レイクサイド館の事業につきましては、共立メンテナンスさんを指定管理者として業務委託を始めましたのが平成24年10月からであります。結果として、村費支出はそれ以前と比較して大幅に縮減することができたわけでありまして。しかし、共立さんが当初もくろんだ数値の達成は年々厳しさを増しており、会社全体として検討が重ねられたようであります。

また、ご利用者様からの厳しいお声や村民の方々からもいろいろなご意見をいただくようになりました。村にお寄せいただきましたこうしたご意見等は共立さんにおつなぎをして早急の対応をお願いしてまいりましたが、根本的な改善には至らず、本社の責任者とも話し合いをさせていただきましたが、当初協定の契約期間5年間を短縮して、平成27年12月末をもって一旦終了とすることで協議を進めておるわけでありまして。

具体的な日にち等にございましたので、この辺のこともちょっと加えさせていただきますけれども、実は27年の3月の終わりでございましたが、これ以上村に迷惑をかけることができない。そういったことも、そんな話もされたわけございまして、そうした中で、4月に入りまして議会にも状況の報告をさせていただいたわけございまして、その後村の意向をお伝えさせていただきました。そうしたことから、この契約期間の短縮を見据えてどうするかについては、共立メンテナンスさんから会社として辞退していきたいという文書を出していただくということになって、4月23日に文書が出されたと、その後具体的にどうするかということで、今水面下で協議に入って、そこは検討に入らせていただいております。共立メンテナンスさんの今日までのご努力に感謝申し上げ、今後新たなスタートに向けて検討してまいりたいと、こう考えております。

今後についてのご質問等があったわけございしますが、前回、共立メンテナンスさんを指名するときに、お申し出いただいた他の業者さんもあるわけございしますが、こうしたところにも一応お声がけをさせていただければということも今考えておりますし、またそのほかにも、さらにそういったところでもご希望がないということになれば、公募ということは今後検討していかなければならないと、こう考えておるわけであります。

なお、そういった方がいない場合にはという大分先のお話もいただいたわけございしますが、またそれはそのときに検討していくということを加味させていただきたいと思っております。

今後の村の方針につきましては、具体的な対応につきましては新たな指定管理者、これが決まりました段階で、具体的な運営方法等について協定をしていきたいと、こう考えております。

それからさらには、今施設等の老朽化、それからそういったことも含めて空調等の整備をしておるわけございしますが、そのほか内装の整備とかそういったことも今後必要になってくるのではないかと、こう考えておりますが、そういうことも含めて今後検討を進めたいと、こう考えています。

また、共立メンテナンスさんとの協定解除に関する詳細の詰め、これも具体的にこれからしていかなければならないと、こう考えております。

それから、シェーンガルテンおみと聖レイクサイド館は麻績村の主要な観光施設でもありますし、それからさらに住民の大切な憩いの施設でもあると、こう考えております。当初理念を目指す施設となるように今後も努力していきたいと、こう考えております。

補足につきましては、観光課長からさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

います。

次のご質問、麻績村の教育環境について、教育委員会からの中間答申及び今後の村長の考えはということについて答えさせていただきます。

筑北村との学校統合検討会議が一方的に中断ということになったわけでございます。麻績村では麻績村でも今後の教育環境のあり方を方向づけるため、昨年8月に教育委員会へ諮問をいたしました。教育委員会では12回にわたり研究検討を重ねられ、去る4月21日に中間答申をいただいたわけであります。

まずは、教育委員会に対しまして幅広く研究検討されたことに、またさらに今後も検討を重ねていただくということをございまして、深く感謝を申し上げます。

中間答申を受けての考えを述べさせていただきますと、まず最初の、麻績小学校と坂井小学校の統合へ向けての可能性についてというこのことにつきましては、答申内容と同じ考えであるわけでございます。両村、両学校、両地域の交流、友好、信頼関係がさらに深まるよう努めてまいりたいと、こう考えております。

次に、麻績村としての今後の教育のあり方についてということで、7項目について答申をいただいておりますが、それぞれの内容について尊重させていただき、特色ある質の高い教育環境の構築に努めるとともに、子供が一人でも増える若者定住促進、これに努めてまいりたいと、こう考えております。細部につきましては、最終答申を待つ部分もあるわけでございますが、地域の特色を生かしたコミュニティースクールの確立あるいはICT活動による国内外の学校との合同授業や交流、それから海外との交流、大学との連携などこういった分野にもしっかりとやっていきたいと、こう考えております。今後も教育環境の充実に努めてまいりますので、一層のご支援をお願いいたします。

三つ目のご質問でございます。太陽光発電事業についてということで、環境保全の面で業者と住民の間でトラブルが発生する前に太陽光発電施設設置を規制する条例等の制定はというご質問でございますが、現在、太陽光発電など、環境保全の面でも二酸化炭素を排出しない自然エネルギーの活用は国においても推進しており、全国で普及をしておるわけでありませう。こうした中、各種のトラブルも発生していることは承知しております。住宅密集地で屋根に設置した太陽光パネルの反射光が近隣の住宅に差し込み、トラブルとなった事例など、また、大規模な太陽光発電設備の設置では、自然や景観への影響や災害の危険が危惧されるなどとして、住民と設置者との間で係争に至っている例など報じられております。こうしたトラブルを避けるためにも、新たな規制をすべきとの視点でのご質問と存じますが、まず個



人住宅の屋根等に設置する小規模の太陽光パネルについては、反射光による周辺住民への損害を与えたとして裁判になる例もあり、太陽光パネルの撤去や損害賠償という事態にもなりますので、設置者側で太陽光の影響など十分調査をして設置すべきと考えております。

次に、大規模な太陽光発電設備につきましては、土地権利者の同意と、農地法や森林法、砂防法、自然公園法などのネットがかかる場所ではこれらがクリアできれば、現在麻績村では設置は可能であります。北海道や山梨県、神奈川県鎌倉市、山梨県忍野村などの景観法を活用した景観づくりを進める自治体では太陽光設備の設置に制限をしておりますが、麻績村では景観保全地域内行為を制限する景観保全条例の制定は難しいと考えております。

現在、麻績村内での企業系の太陽光発電事業の動きは村で情報を察知しているものは数件であります。幸い、周辺住民とのトラブルなどという問題は聞き及んでおりませんが、今後に向けましては、太陽光発電の適正な推進とあわせまして、地域とのかかわりや自然や景観への影響や災害防止などについて、一定のルールづくりが必要と考えております。また、このルールづくりには広域的な対応が必要でありまして、現在県レベルの動きもございますので、そうした中で、検討を進めてまいりたいと考えております。これにつきましては、住民課長から補足をさせていただきます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） 私のほうから、共立メンテナンスとの指定管理協定の部分についての補足を説明させていただきます。村長とダブる部分がございますけれども、お願いしたいと思います。

本日、これに至った経緯ということがございますけれども、平成26年の12月でございます。私のところへ共立メンテナンスの事業部長さんがお見えになられまして、指定管理の部分についてはいろいろご迷惑をかけているという点について、謝罪という形でお見えになりました。26年度も予想以上に経費がかかっているの、指定管理料についてご検討いただけないかというような申し出をいただきました。

私のほうからは、来年度につきましては、空調の改修をして経費のかかっている灯油から電気に変えるんで、経費削減になるんじゃないかというようなお話、それから12月にもございましたけれども、地元の評判等踏まえて、議会からも改善を求められているというようなお話もさせていただきました。経費削減にご努力はされておりますけれども、地元利用の部分で、もう少し改善に向けた努力をいただきたいということも話をさせていただきました。

来年度に向けて、新しい提案等あれば予算の時期が迫っていますので、計画を出していただきたいということで話をさせていただいたところ、共立さんのほうからも村にいつまでも迷惑をかけてはられないということで、新しい提案をしていくという形で話をいただきました。それから、料理についても料理長の処遇も含めて対応していきたいというようなお話もございまして、1月中に村長にご挨拶に伺いたいという形でもございました。

1月の末でございすけれども、村長のところに事業部長が見えられまして、指定管理料についてご検討いただけないかという話がありました。27年度の販売促進方法とか、従前の事業に対する改善策を求めて、その場はお引き取りをいただいたという形でもございます。

それから2月に入りまして、事業部長がまたお見えになられまして、いろいろな改善策を持ってきたわけでもございすけれども、具体性に欠いている部分もございまして、さらなる改善をという形でもございました。

3月31日でございすけれども、先ほど申し上げましたが、業績の回復が見込めないの、行政に迷惑をかけるわけにもいかないという形の中でのお話をされまして、議会のほうへ4月にご報告をさせていただいたということでございす。

それから、赤字の部分でございすけれども、平成21年度は一般会計で行っておりまして、赤字という部分は正確なものが出てまいりません。それから、平成22年、23年につきましては、観光事業特別会計で行っております。その際でもございすけれども、約3,000万円近い赤字を補填をしているという形でもございます。今回の共立さんの赤字の部分でございすけれども、平成24年度につきましては指定管理料1,500万円お支払いをしております。そのほかに赤字という形で120万円、25年度につきましては指定管理料1,400万円お支払いをしております、お支払いした後でも赤字額が400万円というような数字になっております。26年度につきましては、今決算中ということで、数字のほうは把握をしております。

以上でございす。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、私のほうから、先ほどの村長答弁のうちで太陽光発電事業につきまして、補足をさせていただきます。

まず最初に、県内の自治体で太陽光発電施設設備への規制についての取り組み状況がどうなっているかということでございすが、ことしの1月現在ですので、数字に多少の変更があるかもしれませんが、そこら辺はお許し願います。

40市町村で何らかの規制やガイドラインを設けております。ただ、この規制やガイドライ

ンの中身ですが、中心となりますのは、開発事業全体への網かけでございます。これは麻績村でもご存じのとおり、麻績村環境保全条例がございまして、2,000平米以上の土地の形質変更を伴う開発事業の場合、届け出義務があるというものでございます。太陽光発電のための専門的な規制ではございません。40市町村のうち大体の自治体がこの麻績村と同様の開発事業全体への規制でございます。ただ、上伊那とか佐久方面を中心に15市町村で自然エネルギーに言及したガイドラインや条例を設置しているのも事実でございます。うち条例は8市町というふうになっております。

このように、比較的大型の発電装置としてはどちらかという一般的な水力、それから原子力になると大変厳しい規制がございしますが、規制が比較的緩やかなのは、従来の国のエネルギー施策が、どちらかという自然エネルギーへの誘導というのが中心であったために、余り厳しい規制がなかったというのも現実にはあるというふうに認識しております。特に、長野県でも稼働時に排ガス、それから騒音などの環境影響がないとして、メガソーラーに対して現在のところは環境アセスメントの実施を求めておりません。また、従来そんなにメガソーラーというものも多くあったわけではないわけですが、ここへ来まして、固定価格買い取り制度や自治体の補助制度で全国的に事業用の発電事業が広がっておりまして、村内でも先ほど村長が申しあげましたように、新たな施設整備の動きがございまして、幸いなところ、現在まで大きなトラブルは発生しておりません。

しかし、太陽光発電事業については、近年さまざまな地域で住民との摩擦が生じているのは事実でありますし、これについては地域社会との関係、環境破壊の防止、ルール明確化など、一定のルールづくりは必要であるというふうに思っております。

長野県では全体の動きではどうかといいますと、長野県でも平成26年の7月に、県民ホットラインに直接県民の声として、これに関する苦情というものが、アセスメントぐらいはしたらどうかというような実施を求めるような意見が載せられておりました。

近年さまざまなルールづくりへの模索が始まったところですが、現在、ルールづくりとしては、幾つかの方向がございまして、長野県が非常にここ近年積極的にルールづくりに動いておりまして、私の知る限りでということですが、平成26年度に長野県職員とそれから市町村の職員とで政策研究グループが幾つか立ち上がりましたが、大北のほうでこの問題が非常に大きな課題として検討がされました。

ここで提案された施策というのが、国が実施している固定価格買い取り制度に関して、個別情報や設置認定について情報開示を行うよう経済産業省に制度改正を求める。また認定要

件に地元への説明会開催を義務づけるといったようなものがございました。また、各村で扱う事例が非常に少ないために、なかなかメガソーラー、それからあと自然エネルギーに対する認識が各市町村で違うというのも事実でございまして、この部分につきましては一定のガイドラインを県でまとめて、情報共有したらどうかというような案も出されております。

先ほど、議員のほうからお話がありました、平成27年度1年間かけて太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議というのが立ち上がっております。これにつきましては、事前に県のほうから各市町村のほうへ困っているところはないかというような問い合わせがあったのと、それから町村会等も通じてのいわゆる問い合わせがあったというふうに確認をしております。この中で、全体の中で、大きな会議をしてもなかなか成果の上がるものではございませんので、十幾つかの市町村を現在のところピックアップをして県とあわせまして連絡会議を行っております。ただこの結果につきましては、その都度資料として、各市町村のほうに必ず流すということが前提ですので、麻績村のほうへもこの資料のほうはいただけるというふうになっております。

この中でも、今の規制をどうするか、それからあと太陽光発電についての要綱等をどういうふうに持っていか。地域ごとに違うのではないかとといったようなことがございますが、全体の地域の実情を反映させなければなりません、全体としての共通した今認識が必要ではないかということで、ガイドラインの計画等については今後検討されていくであろうというふうに思っております。

先ほど、村長のほうからも申し上げましたが、やはり新しいエネルギーでございまして、なかなか専門的な知識を持った職員も私どものほうにはおりません。条例をつくる場合にどのような条例をつくるか、またどの部分を規制するのか、どのようなものが必要かということは大変大事なポイントになるというふうに思っています。ですので、今年度1年間かけて長野県のほうで検討が、長野県と先進的な市町村との間で検討がされるならば、その結果を待って、それに合わせて付随したような条例なり要綱なり、さまざまなものができるとうましいかなというふうに思います。またできることならば、広域的な規制かできるのが最もよいことであるように感じてはおります。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 小山です。

それでは、順番に再質問させていただきます。

まず最初に、指定管理契約の部分ですが、先ほど課長から示された赤字の部分ですが、当初1,500万円プラス120万円ということですが、その次の年は1,400万円プラス400万円ということですか。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） 先ほど申しましたように、平成25年度は指定管理料が1,400万円  
でそのほかに400万円の赤字という形でございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） この赤字は共立さんが出している赤字であって、村で補填した金額ではないということですか。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） 村で赤字補填したわけではございません。村ではあくまでも指定管理料の部分だけということですので、マイナス400万円というのはこの指定管理料を入れても売上から経費を引いて400万円共立さんが赤字ということ、そういう意味の400万円という部分です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） わかりました。

それでは、これからの今後の方針についてちょっとお尋ねしたいんですが、空調設備が約これで3,500万円、設備の更新にかかるということですので、これにあわせて、先ほど村長の答弁にもありましたように、多少の様子がえもしたいというような構想があるということ  
で、これは年内までの契約期間あるわけですが、あと約6カ月の中でリニューアルオープンして、新しくやっていくような構想みたいなものができておりましたら、説明いただきたい。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まだ具体的に次の管理者決まっておるわけではございません。きょうの今回の協定期間の短縮、これらをご承認いただいた後、正式に動けるのではないかなど、こう  
思っております。新たな指定管理者を決めながら、そしてそういった方の意見を聞き入れながら、そういったリニューアルに向けてこれから進めなければならないと、こう考えて  
おります。できるだけ早い時期に方針を出させていただきたいと、こう考えております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それが決まってからという形になると思うんですが、今の段階でもある程度、もうここここは直さなければいけないというような部分は、はっきりした部分は金額的にはわかっている部分がありましたら、報告いただきたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） 特に、まだ金額等までは出してございません。現在、ハード面の傷んだところというところがございますけれども、畳、それからじゅうたん、それから壁のクロス等につきましては、張りかえをしていくというような部分が必要かなというふうには思いますが、それから、LED化が進んでまいりまして、照明関係でございますけれども、白熱灯部分のものがまだ大分残っております。そういった部分も省エネの部分もございまして、LED化もしていかなければいけないということ、それから白熱灯がもう製造が中止というような形になってきているということもございまして、そういう部分についても、リニューアルに向けて改修という形にさせていただきたいかなというふうに検討はしておりますけれども、具体的に金額を出しているわけではございません。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） じゃ計画があるということで理解します。

それでは、村長に聞きたいんですが、6月定例に3号議案として出ているわけですが、これはもう少し議会また村民にも情報を発信してから、9月定例に提出してもよかったのではないかなという感じがしますが、その辺の説明はいただけますか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 実は、前回は指定管理者を定めた経緯を見ますと、大分期間が必要となっております。お願いする次の業者さんを決定するのに最低でも3カ月ぐらい、そしてまたその業者さんが準備をしていくにも3カ月ぐらいかかっているということでございまして、今回は内装等の多少のリニューアルも考えたいということでございますので、できればもっと本当は期間をとりたかったわけではありますが、いずれにしましてもこの方針がしっかりと定められてでないと動けないということがございまして、4月におおむねの方向が出たということで、今回の議会でご決定いただいてこれで正式に進めていきたいと、こう考えておるわけでありまして。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） わかりました。

それでは、2番目の学校の教育環境についてですが、中間答申の文章に関しては全戸配布されているわけですね。全戸配布されているということで、村民からの問い合わせとか意見みたいなものがあつたかどうかをお聞きしたい。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 表立って正式に来ている部分はございません。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） わかりました。

全戸配布されているにもかかわらず、全然問い合わせ等はなかったということですね。わかりました。

それで、先ほども申しましたように、非常に難しい問題ですので、自分としてもどのような形態で質問していくのがいいかと思ってさんざん考えてみたわけですが、とりあえずこの答申書にある、研究を深め学校統合については引き続き検討していくと書かれている部分の、研究して引き続き検討していくというその部分ですが、何をどのように研究して検討していくのか、方向を、出ていましたらお聞きしたい。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） その件につきまして、とりあえず答申書の前文のほうにもありますけれども、教育委員会といたしましては、筑北地域は一つであるという意義を持ち続けたいというふうに考えております。

今後のことについて、学校統合の部分に筑北村の動向を見ながらというふうにもお示しをさせていただきます。そんな中で、これから統合した場合の部分については、その部分についてもしっかり研究をしていかなければならないというふうに考えておりますので、個々に研究という部分で項目を定めているわけではございません。そんな中で、今後の筑北村さんの動向をしっかりと見る中で、そういう部分を研究をする中で検討していきたいということでございます。

なお、検討につきましても、大きな視野に立っての検討でございますので、これとこれというふうにはちょっと申し上げられないわけでございますが、そんな中でも一つは少子化が進む中での今後の子供たちの数にもよって、大分変わってくるのではないかというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 最後の部分に、終わりにという部分に、時期を見て、さらに多くの方の意見を聞くことが大事であると考えているというふうに書かれていますが、これは時期的には、どのぐらいの時期にどういうふうに予定を組んでいくかという部分が計画されていたら、お聞きしたい。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） できるだけ多くの方から意見を聞きたいという気持ちがあるということですが、これにつきましても今後検討していく中ということで、先ほども申し上げましたが、筑北村の動向を見ない限り何とも言えないと。ただし、何も考えないでどうするかということになれば、早急に検討していかなければならないんですが、最初に申し上げたとおり、麻績村と筑北村坂井地区との昔からのつき合いを考える中でのことですので、そこら辺をお酌みいただいて、ご理解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それではこの全ての問題は筑北村さんの、先ほど自分でも申し上げました、教育委員会のほうで検討会議を設けるという形の中で、その考えが出た時点で、麻績村はそれを見てからこの会議なり全てのことをやっていくというように聞こえるんですが、麻績村としての最終答申を出すという期限みたいなものが切られていましたら、お聞きしたい。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 今のところ期限は設けてございません。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 既に5年を経過しているわけですから、この辺のところは筑北村さんの、言葉は悪いですけども、出方を見るというような方向でなく、麻績村としての方向をある程度示していくことが、村民の誤解を招かないで済むような気がするんですが、その辺のところは村長、どういうお考えをお持ちでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） いろいろなお考え、このことについてはあろうかなど、こう思っております。小山議員さんもこの問題につきましても、大変難しいというご認識はいただいております。思っておるわけです。

先ほど申し上げましたが、今回の中間答申につきましては、全戸に内容を早くお知らせし



なければいけないということでお配りをし、そしてまた地域懇談会等でもお話をさせていただいておるわけですが、大きな反応といいますか、お問い合わせとかあるいはご意見等についてはいただいております。ということで、おおむね今教育委員会さんがお考えになっていただいて今回中間答申を出していただいた、こういった考え方で進めてよいというふうに私は理解をしておるわけです。

そうしたことから、こういった問題は焦らずやっていくべきではないかなと、こう考えておりますし、それから今教育委員会さんのほうでは、今、教育長が大きな視野に立ってということをおっしゃっておられました。今目先のこと、5年、10年ということではなくて、さらにさらに先のことを、そこまで今教育委員会さんのほうではお考えになって、いろいろな検討をされておられるということは聞いております。

村として、これからどうするかということをお早く出せということでございますが、いろいろな動きを研究しながらいいものを出していただきたいと、こんなふうに思っているわけがあります。麻績村の教育、長く続いた伝統ある麻績のすばらしい教育をこれからも続けていかなければならないし、ぜひそんな方向で最終答申をいただけるものと思っておるわけがあります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それと、小学校とかああいう卒業記念のようなときにも、一緒に検討委員会をやっていた坂井村の女性のメンバーの方から、麻績村さんも何とか坂井小を使っていただけるようなことを考えていただけないかというような相談を受けましたが、その辺のところは村長としてはどういうお考えがあるか、お聞きしたい。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） どういった形で使うということとはともかくとして、今いわゆる教育現場というのは、ほぼ日々進歩しておるわけです。それで先ほど私答えの中で申し上げましたが、回答の中で答えさせていただきましたが、ICT活用というようなことが今あるわけです。いわゆるこういうことを今後考えていけば、全国で子供たち少なくなっているわけです、全国各地で。そうした中で、いわゆる学校の果たす役割というのは、それぞれの地域における果たす役割というのは非常に大きなものがあります。そうしたことを考えていくと、そういったものを活用しながら新たな教育といいますか、教室は離れていても一緒に勉強ができる。こういうようなことを考えていければ、今、議員さんおっしゃったようないわゆる活

用というんですか、これはもう今すぐでもできるし、これは坂井小学校に限らず日本中、あるいは世界とともにこういったことができるのではないかと、こう考えております。

今、具体的に坂井小学校というようなことをおっしゃられたわけですが、今後、学校統合の方向がどうなるかということによって多く違うわけですが、できましたら、私も議員さんおっしゃるようなそんな方向に行けばいいかと、そんな気持ちはあるわけですが。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 村長、おっしゃられたように、これからはグローバル、要は世界に通用する教育を国としてもやっていくということを公表していますので、早い段階でICTによるグローバルな子供を育てるということは大切だと思いますが、この問題についても、子供のことが一番だという原点に戻って、さらにお互いに努力をしていくということで了解します。

それでは、最後に太陽光の関係ですが、現在、村に設置の相談がある件数、若干あると聞いていますが、規模とその辺がわかりましたら説明いただきたい。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 現在、私どものほうへ相談というか、事前にお話があったのは1点、メガソーラーで1,000キロを超えるメガソーラー、約1,000キロワット、本当にメガソーラーとしては小さいものですが、のものが1件ございます。ただそれ以外については、先ほども申し上げましたように、これも大変課題ではあるわけですが、事前に届け出の必要が全くございません。ですので、それ以外のものに関しましては、村のほうで具体的な計画についての把握はしておりません。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 新聞の紙面も、峰田課長さん、目を通していただいたと思いますが、県のほうでもある程度の面積のものは県として指針を出すけれども、小規模なものについての苦情なりそういうことが発生した場合は、市町村というか、村単位でその解決に当たってもらうように、そのためにはある程度の網かけが必要だというコメントも出ていますので、県の環境エネルギー課というところで多分出していると思いますけれども、それについてまた前回の会議、18日の会議の資料等が送付されてきた時点でそれを再度村のほうでも目を通していただいて、環境に配慮した、先ほど言ったように、ある日突然ソーラーパネルがつい

たということのないようにしていくことが重要だと思いますので、その辺の計画を何か立てていただきたいと思いますが。

○議長（尾岸健史君） 住民課長

○住民課長（峰田江津子君） 今のお話ですが、まことにそのとおりなんですが、現在一番各市町村で課題となっているであろうということは、もちろん麻績村も大変一番大きな課題ですけれども、発電設備設置の把握が非常に難しいということがございます。これは小さければ小さいほど難しいです。というのは、先ほども申し上げましたように、現在のところ、国のほうではこれに対して規制がないといえますか、いわゆる各市町村に対しても従来公開制度がございません。

全国的な関東知事会とか中部圏の知事会のほうで何度も申し入れをして、今やっと個別情報を今後開示をするというような段階に入ってきています。ただ現在のところ、まだ各市町村のところにとどのようなものができているかという個別の開示情報がありませんので、例えば小さいものにつきましては、いわゆる10キロを超えてくるともうそろそろ事業用の発電装置というふうになってくると思いますけれども、これらのものは今現在ほぼ家庭用のものとそんなに変わりがあるものではございません。ですので、非常に把握が難しいです。

おっしゃられたように、こここのところの何らかの方法で今後各市町村のところで、今国のほうの施策としましては、各市町村のほうへ個別のものを流すという方向で進んでおりますので、それができた暁にはという言い方は変ですが、もう少し対応のほうも進むであろうというふうには思っています。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） では、なるべく対応等するなり、研究をするなりということを早目にやっていただきたいと思いますが。

私の質問、ちょっと厳しい言い方の部分もありましたが、これも子供なり村の将来を考えての上だということでご理解をいただきたいと思います。

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（尾岸健史君） 1番、小山福績議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩をとります。

再開は11時ちょうどといたします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（尾岸健史君） 休憩を閉じ、質問を再開いたします。

---

◇ 塚原義昭君

○議長（尾岸健史君） 5番、塚原義昭議員の一般質問を許可します。

5番、塚原議員。

〔5番 塚原義昭君 登壇〕

○5番（塚原義昭君） 5番、塚原義昭でございます。

質問順番変更につきましては、議員の皆さんにご理解いただきましてありがとうございます。また、村執行者、また関係職員の皆さん、そんなことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、質問に入らせていただきます。

高齢者福祉と介護事業につきまして質問いたします。

老人福祉法、介護保険法に基づいた高齢者福祉計画、6期目の介護保険事業計画が策定されました。その基本となる介護保険法も改正され、そのポイントの一つに、行政が中心となって地域の実態に応じて住民等の参画で多様なサービスの充実継続を図り、地域の支え合い体制を推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指すことになっています。

将来を見据えた大介護時代を乗り切るために、地域包括ケアシステムの構築、介護予防、地域支援事業の充実、高齢者の在宅支援、自立支援に向けての充実等で、これらが機能して高齢化社会の中で住みなれた地域、可能な限り我が家で自立した生活、自分らしい元気な暮らしができることを目指しています。

計画書策定に当たっての関係者からのアンケートを見ましても、施設介護から在宅介護への希望が多いわけでありますが、まさに地域福祉こそ住民ニーズそのものではないかと思ひます。そのためには、地域包括ケアシステム構築と運用が今後の福祉介護事業の鍵になるの

ではないかと考えます。それには地域住民、関係機関、行政の連携強化と一体化が重要で、また議員も地域包括ケアの担い手として活動が必要との指摘もある中で、より効果的なケアシステムの充実をされることに視点を置き、質問を行います。

趣旨の1でございます。高齢者福祉計画第6期介護保険事業計画の住民説明と今後の進め方について伺います。

介護福祉計画の基本理念にある、支え合って生涯暮らそう、自分らしく、麻績村らしくを住民と行政が協働で構築することになっています。介護制度の改正点も含めて、地域住民の理解と認識が重要ではないかと思いますが、そのことに対する住民への方策等の説明はどのように行い、支え合い活動をどのように現状を超えた展開をするのか。特に麻績村らしくと、独自の方策も考えたいとの理念もあるわけですが、具体的な内容についてもあわせて伺います。

趣旨2としまして、平成18年度からスタートしています地域包括センターは9年を経過していますが、成果と課題について伺います。

基本的機能につきましては、介護予防ケアマネジメント、高齢者の実態把握と相談支援業務、権利擁護業務、高齢者の状態変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメント業務、介護予防業務、支援業務となっています実態について伺います。

要旨3ですが、地域包括ケアシステム構築について伺います。背景には、2025年団塊世代が75歳以上となり、全国では2179万人とピークを迎え、介護難民問題が発生されるとも言われていますが、それまでに介護を提供できる体制が急務とされています。当村では既にピークを迎えているとのことですので、緊急の課題ではないかと思えます。

このシステムは、重度な要介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生最後まで続けることができるシステムの実現を図るわけですが、そのケアシステムの構成要素として、介護・医療・予防の専門的なサービスの充実、その前提として住まい、生活支援、福祉サービスが連携できて、住宅での生活を支えることとなると考えます。特に、生活の基盤として本人、家族の選択と心構えが必要で、また、経済力にかなった住まいと住まい方が確保されているかがこのシステムの前提だと言われていますが、このケアシステム構築により、いつまでも元気に暮らせればと願うところです。容易ではないかと思えますが、取り組みについての答弁をお願いいたします。

要旨4でございますが、介護保険制度と保険料の対策について伺います。

当村では、既に迎えているという2025年問題、全国的には高齢化率は30%以上となり、

介護保険利用のほとんどが75歳以上であると言われる介護保険にかかわる総費用額は21兆円と現在の倍となり、保険料にも影響し、かなりのアップになることは避けられないと推測されております。厚生省の2025年の見込みを見ますと8,165円というような見込みを出しているような状況もございます。また、介護保険制度自体の持続性すら危ぶまれると言われております。制度の中では予防給付の見直し、利用者負担の見直し等も行われていますが、当村の今後の見通しと対策について伺います。

再質問は自席に着いて行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、5番、塚原義昭議員さんのご質問に答えさせていただきます。

高齢者福祉と介護事業について幅広くご検討されております。感謝を申し上げます。

今日、高齢者福祉と介護事業の推進は大変重要なものとなっております。介護保険事業につきましては第5期から第6期へ移ってまいります。今後、方向性を検討し、28年度末までにはサービス提供事業者と調整し、新たな計画構築がなされるよう進めてまいります。

また、2025年問題、麻績村はもう既にその時期に入っておるわけですが、地域包括センターの果たす役割、大変重要かつ村民からの期待も大きなものがありますので、さらなる充実を図ってまいりたいと、こう考えております。

高齢者福祉と介護事業の現状及び今後につきましては、ご質問内容が詳細に及んでおりますので、住民課長から細かく答えさせていただきます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、私のほうから高齢者福祉と介護事業の現状と今後について述べさせていただきます。

先ほどの質問の要旨に従いまして、順々に順を追って説明させていただきます。

本年度から第6期に入った介護保険事業は、新規事業への計画期間が定められたなど大きな法律改正が行われました。その広報については次の3つの方法で実施する予定です。

1つは、第6期の介護保険料につきましては、標準で1,300円の増額改定という非常に大きな、第1号被保険者にとって大変大きな改定になりました。27年度当初から個人に大きく

影響するため、4月号の広報おみ、それからあと村長の27年度の地区懇談会などで広報を実施しております。

27年度の地区懇談会では、介護保険料の増額に合わせまして、介護保険の簡単な現況もあわせて説明するようにさせていただいております。また、保険料の通知を実施する際にも、内容通知を同封する予定でおります。

2番目としまして、制度改正により実施事業が大きく変わりますが、これにつきましては、平成29年度当初までの猶予期間を設けておりますし、麻績村としてはその猶予期間を全面的に利用するつもりでおります。したがって、これにつきましては、内容がある程度固まったところでないといふふうの広報は難しいといふふうに考えております。

現在の進捗状況でございますが、庁内係会として既に検討を開始してございまして、平成27年度この庁内検討で全体的な方向を決定し、28年度に入りましたら、サービス提供事業者との新サービスの構築についての協議を行う予定でおります。全体としまして、平成28年度末までに最終的なものはつくる予定です。27年度、庁内の全体的な検討が終わった段階になるとある程度方向は固まると思っておりますので、一般の方への概略の説明とすればこの時期であろうかといふふうに考えております。

3番目としましては、そうは申し上げましても、平成27年度当初から新規サービスを受けたいという方ももちろん大勢おられます。その方々には、古い制度を説明するわけにはまいりませんので、今国の制度と村の保険料などを記載した簡単なパンフレットを用意させてもらっております。そのパンフレットに基づきまして、新しい介護制度もあわせて個別にご説明を申し上げます。

現在での麻績村の進め方でございますが、先ほどもありましたように、今回の制度改正、非常に大きいものですので、2点に分けて進めさせてもらっております。

1つは、すぐ直接サービスへつながる部分です。介護予防日常生活支援総合事業ですが、現行の介護予防訪問介護、介護予防通常介護がこちらのほうへ移行となるために、要綱、サービス単価等の検討を開始しております。住民への周知を考慮すると、平成27年度中に要綱の策定予定です。現在新事業を実施する意向のあるのは、デイみづき、デイ聖、デイてとてと、社協ヘルパー事業所など、既にみなし指定を受けておりますので、今後27年度終わったところで各事業者のほうと相談はさせていただく予定です。

なお、聖、てとてとには現在筑北村のサービス利用者もおり、単価や基準設定につきましては筑北村との整合性も当然必要でございますので、既に第1回の連絡会は済ませておりま

す。

あと、それに伴いまして、最も大切な地域包括ケアシステムの推進のための制度整備でございます。これにつきましては、生活支援・介護予防のための体制整備の実施がまず優先されると思いますので、こちらのほうで既に内部での協議を開始しております。

では、続きまして、2番目の地域包括支援センターの成果と課題ということでございますが、先ほど議員のほうからもお話がございましたように、地域包括支援センターは介護保険法で定められた地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関です。麻績村でも介護保険法が改正された平成18年度に設置されました。専任の職員につきましては平成25年度まで長らく1名でしたが、平成26年度から2名に増員されました。現在行っている事業としましては、介護予防ケアマネジメントの実施、これは要支援の方についてのケアマネジメントについては基本的に包括のほうで行うようになっていきますので、平成26年度は約106件の該当の中で、約70件が包括支援センターのほうで担当しております。

また、総合的な相談支援事業も実施しておりまして、新規相談につきましては、平成24年度は120名、平成25年度は84名というふうに変化多くなっております。この中で、要介護度が出て介護認定が行われた方につきましては、それぞれの居宅のケアマネジャーのほうへ移っていくわけですが、相談を継続している方につきましては依然として包括支援センターのほうに残っておるのが現状でございます。

また、病院等とのカンファレンス、いわゆる検討会議等も必ず包括のほうがかかわっておりまして、平成25年度もカンファレンス7、平成26年度は病院とのカンファレンスが11、あと担当者会議につきましても15件、それぞれ26年度は40件、49件と非常に多くなっております。

また、権利擁護関係の事業につきましても、平成25年から26年度に関しまして、成年後見絡みの非常に重い事例を1件持ちました。またさらに、日常的な相談についてはこれには含まれておりません。あとこれに加えて新しく開催されましたというか、新しく持ってきた事業がございます。平成26年度からケアマネジャーが2名体制になったということもございますが、全村的なケアマネジャーの連絡会をここで行うようになりました。つまり村内のケアマネジャーへの支援ということでございます。各認定者や相談事業等のすり合わせ、難事例等の検討等に加えて、麻績村の場合は地域防災計画に記載された避難行動要支援者の名簿の作成という事業もここで担っていただきました。



あと、介護サービス事業所への新規制度等の説明もここで行っております。

なお、地域包括支援センターの成果、今のようにさまざまな数字的なものが上げられてはおるわけですが、麻績村の特色としましては、この事業所が村保健師の常駐する保健センター内に設置されているため、地域や医療の連携が実施しやすいというメリットがございます。現在、専任の職員は包括に使用されている3職種の中の主任ケアマネジャーがおるわけですが、村の保健師とあと社会福祉士も兼任でここにかかわっております。

最も大きな成果ですが、村内で高齢者に何かあったらまず役場へ、この役場というのは実質的には包括支援センターのことでございます。というイメージが私としては大変よく定着しているというふうに思っております。このイメージを確立してきたことこそが何よりの成果であると認識しております。

先ほどご質問のありました今後の課題といたしましては、今後も地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの中核的役割を担うわけでございますけれども、いわゆる人材の継続的確保です。これについては最も重要な課題であるというふうに考えております。

地域包括支援センターは地域包括ケアシステムの推進主体です。先ほど申しあげました人材の継続的確保ということですが、平成26年度から理事者のご理解を得まして専任2名体制となり、かつ事業所が大変いい場所に設置しているというようなことで、大変よい今事業展開を実施しております。今後、地域包括ケアシステムの構築がされると、地域ケア会議などの主体など、さらに幅広い機能が求められてきますので、これらのところにつきましては、また今後検討していかなければならないところだというふうに思っております。

では、3番目の地域包括ケアシステムの構築の優先順位ということでございますが、地域包括ケアシステムにつきましては、既に第5期計画時から構築の必要性がうたわれており、第6期では介護給付等対象サービスの充実強化など5項目を重点的な取り組みに位置づけ、施策を展開するものです。重点項目全てが重要ですが、在宅医療を介護連携を図るための体制の整備と、個々のケース対応を含む地域ケア会議の推進から実施したいと思っております。

地域包括ケアシステムの中の、今のいわゆる連携を図るという場合の体制の整備についてですが、地域包括ケアシステムの推進の中心的な役割を果たす機関については、国では、コーディネーター等により把握される地域ニーズと、生活支援等のサービスの提供者が参画、情報共有と連携強化を実施する協議体設置を求めています。麻績村としましては、最も弱い機能、つまり麻績村の中でさまざまな地域包括ケアシステムの構築のための機能があるわけですが、この中で最も弱いと思われるものは、いわゆる地域づくり資源開発能力であるとい

うふうに思っています。

最初に、協議体を設置し、地域ニーズの把握、地域のそれぞれの商工会、JAや郵便局といったようなところの企業との連携も行いたいというふうに考えております。また、従来余りいわゆる統一した機能として果たしていないボランティアに関係しましても、ボランティアの発掘連携やシルバー人材センターなどとの連携を強化していきたいというふうに考えております。

平成27年度中に協議体を設置し、これにつきましては地域支援事業による国の国庫補助制度がありますので、平成28年度以降さらにコーディネーターの設置へとつなげていきたいというふうに考えております。

あと、最後に地域包括ケアシステム等の構築にかかる介護保険料というようなことですが、介護保険料につきましては、確かに本年度も第6期の介護保険料は標準で1,300円の大幅な増額改定となりました。第6期につきましては一応綿密な計算をしての上のことですので、多分これで足りるであろうというふうに予定をしております。ただ、第5期るときに大変大きな変革がありまして、非常に重度の介護度の方が大量に施設の利用を行うと、一気に介護保険料が上がるという現状がございます。

今の現在の麻績村の状態はどうかといいますと、平成22年度から要介護度3以上の重症者については、1割近く減少しているという大変ありがたい実態がございます。今後も重症者をふやさないというのは大きな目標ですので、地域資源を十分活用した地域包括ケアシステムの構築を目指して、なるべく重度の方が出ないようなふうに考えていきたいと思っています。

これにつきましては、保険側からも今検討しておりまして、今現在麻績村では国民健康保険のほうでデータヘルス計画のほうを立てております。その中でも要介護になった要因の一番大きなものが脳血管疾患であるというような回答が出ておりますので、そちらのほうの予防につきましては、全村的に実施していきたいというふうに思っています。

また、必要な方に必要なサービスを提供するというのは介護保険システムの基本でありますので、単純に介護保険の保険料が安いのがいいというわけではありませんが、いわゆる第1号被保険者の方々の主な収入源というのは当然年金でございますので、無制限に上げていいわけでもないという認識はさせてもらっております。サービス提供の事業所や地域の方々に関しましても、このようなものに対してなるべく介護保険料を抑制し、かつサービスは高くというようなことは、今後機会があるごとにお願いをさせていただきたいというふ

うに思っております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 細部にわたりましてこれから村として取り組むべき方向づけにつきましては、十分理解したところでございまして、現状、ちょっと私を感じている面で質問をさせていただきますので、お願いします。

趣旨1の面では、猶予期間もあるというようなことでございますけれども、介護保険法を見ましても、地域の皆さんの協力なり先ほどから資源とかいろいろ言われていますが、そういう皆さんの理解を得るというには、かなりの状況を報告してさらに協議をいただいたりして体制づくりをしなければいけないと思いますので、そのためにはある程度時間もかかるわけでございます、現状を細かに報告するというこの努力は常に必要ではないかと。

そんな面で、先ほど地区懇談会でも説明をいただいているということでございますが、積極的に報告、これからの介護事業につきましての現状と保険法等を含めました、また村の考え方等含めまして報告いただければありがたいと、このように思っております。

その中で、特に理念にあります支え合い活動、それから麻績村らしくというものがありませんが、ここら辺の具体的な考え方がありましたら報告いただきたいと、このように思います。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） おっしゃるとおりでございまして、支え合い活動というのは、地域の中の今までは高齢者そのものにつきましても、いわゆる支えられる側であるという認識でしたが、今後は健康な高齢者、できるところは自分たちで支え合ってもらおうというようなものがありまして、いわゆる支えるものは、今までの従来のボランティア組織等とは全く違う活動になるというふうに認識しております。

麻績村らしくということでございますが、今回の国の提案がいわゆる一律のものではございません。いわゆる地域ごとにその地域の資源を最大に生かして、地域ごとのあり方があっていいのだという考え方が前面に出ています。麻績村としましても、例えばモデルを、従来でしたらば先進市のところに求める、例えば松本市のところに求める、例えば何々町に求めるといったものがありましたけれども、恐らくそれをやってもうまくはいかないであろう。麻績村には麻績村の状況がありますし、その市には市の状況がございます。ですので、麻績村らしくとわざわざ一言入れたのは、麻績村は麻績村としてのモデルをつくっていきたいという思いでございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） ぜひそういうことで、特徴を持った、地域に合った支援事業なりまたは支え合い活動ができるように、準備なり今から体制づくりをしていただければありがたいと、このように思っております。

それでは、2点目の地域包括センターの成果なり課題等について質問させていただきますが、人材の確保等含めまして体制づくりに努力していただいているという報告もありましたし、それぞれ予防活動等含めまして成果も出ておると、こんなことで理解はしたわけですが、老人の皆さんが困った方が必ず相談に来ているという村側の理解もあるわけですが、現実問題、地域包括支援センターというものの村民への周知はどの程度できているというふうに理解しておりますか、質問します。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 先ほども申し上げましたように、地域包括支援センターとしての認識は薄いと思っています。むしろ、村の中にあるために役場がやっている。つまり村が行っている。村イコール地域包括支援センターという認識のほうが強いと思っています。ですので、先ほども申し上げましたように、何かあったら、包括へというお声は余り聞かれません。何かあったら役場へ相談すればいいというお声を聞いております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） これからの地域包括ケアシステムの中核もなす地域包括支援センターでございますので、ぜひそこら辺はしっかりこういうシステムを組んでいるというところをPRしていただきまして、村民の皆さんに知っていただく、周知していただく努力も必要ではないかと、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど支援センターの保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等、充実を図っておるといってございますが、そこら辺の相互連携が十分にとられて、住民の相談体制に機能しておるといふふうには理解したわけですが、再度そこら辺の連携等についてはどのようになっているか、ご質問をいたします。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） ただいまのご質問でございますが、おっしゃるとおりで連携は現在のところ大変よくできております。いわゆる相談するにしても、訪問するにしても、声が簡単に届くところにいるというのは大変強いことございまして、それぞれのところが大変よく機能していると思います。特に、保健師が地区担当性をとっているということもござ

いまして、各地区のほうでの把握が非常に保健師早うございます。ですので、保健師からケアマネジャーのほうへつながり、かつ専門的なことは社会福祉士のほうからの知識提供があり、それぞれが訪問しというふうに変によく連携がされていると思います。

実際問題としまして、地域包括ケア会議というふうには銘打ってはおりませんが、現在の体制であれば、既に麻績村としてはその体制のもとではできているというふうには考えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） わかりました。

一応いろいろの業務、地域包括センターでの業務はあるわけですが、一般的に各地の包括センターの課題をちょっと見てみますと、非常に業務が過大であるということがございます。プランづくりに追われてしまっているという実態があるようでございます。したがって、予防プランセンター化というふうにも呼ばれているような地区もあるようでございますが、実際の仕事として、介護予防支援利用者への定期的訪問というものが行われなければいけないと。その中で実態把握をしながら、達成度の評価をしたりして、支援計画の見直しにつながってくるということですが、保健師も3名いてそれなりの体制はできているという説明でございますが、他業務との関連でそういうものについては現状の中では滞りないというふうなご理解でよろしいですか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 現在のところ差しさわりはありません。滞りなく行われております。先ほどおっしゃられたように、介護予防ケアマネジメントも確かに一つの大きな事業の一つでありまして、現在70件、2名体制で持っております。これも一般的に支援の場合というのは上限はございませんが、一般的に居宅で介護度の要介護度がある方々につきましては、ケアマネジャー1名基準35名というものがございます。上限が40名というふうになっていますが、その観点から見ますと、麻績村の包括支援センターはぎりぎり持っているというふうには思っています。

これにつきましては、実は26年度につきましては70件でございますけれども、25年度につきましては一時的に1名で50件ほど持っていたこともございます。ただ、大変これも人に頼っては本来はいけないものでございますけれども、今現在の村のほうの包括支援センターのほうに携わっている職員、大変意欲もあり大変能力も高い職員がおりますので、こなしているというのが実態でございます。ただ、本来としましては系統的に流していくもので

ございますので、今後の検討課題ではあるというふうには考えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 現状、包括支援センターから業務委託という、介護予防等についての業務委託というのは現実行っているわけですね。どんな状況か、そこら辺答弁をお願いします。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 委託も当然行っています。現在、介護予防マネジメントの対象が106件ございます。直接行っているものが70件、ですのでその残りの36件につきましては、他の事業所等に受けていただいているのが実態でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） そういうこととなりますと、その運営については行政の責任において関与しなければいけないと、こういうことになってはいますが、そこら辺のケアについてはどうなっているのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） そこら辺のところにつきましては、介護支援センターのほうでも十分に連携をとって行っているのが実態でございます。先ほど申し上げましたように、特に平成26年度からは村内のケアマネジャーの連絡会議等がございますので、特にそこら辺の連携については十分にされているというふうに思っております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） わかりました。

より強力な連携をとっていただきたいと思いますが、この段階でちょっと質問していかどうかわかりませんが、包括支援センターというような意味合いで麻績村の要介護認定率が22%、何かそういう数値だと思いますけれども、高齢率が高いということで比率は高いわけでございますが、いろいろ事業を行っている中で、年度別の推移というものはどのように判断しているのでしょうか。いわゆるこういうもののセンターの効果というものは、そういうところへ多少なり出てくるかなというような感じもするわけでございますが、見解をお願いしたいと、このように思います。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 今の要介護度の関係についてですが、先ほど申し上げましたように、増加自体は要介護、要支援認定については平成22年度から197人から平成26年度261

人まで64人と、ここは大きく増加は確かに実際にはしております。32.49%の伸びです。しかしその増加の大きな部分は、要支援認定者の伸びで、これが60人、130.43%の伸びというふうになっています。要介護度3以上の重症者について見ると、平成22年度に比べて平成26年度は9.88%というふうに1割近く減少しています。ということは、要支援の段階で早目に支援に入って、重度のものをなくすという方向で来ていますので、これにつきましては、包括支援センターのほうでも努力をしているところだというふうに思っております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） わかりました。

非常に、努力いただいていると、こういうことで理解し、引き続きお願いしたいというふうに思いますが。

それでは、要旨3の地域包括ケアシステムの体制整備についての再質問をさせていただきますが、これは国のほうでも2025年までの体制づくりというようなところもうたわれておりますが、当村につきましては、既にそのピークを迎えておるという状況でございますので、そう悠長なことは言っていられないと、このように理解するわけでございますが、実態は高齢者世帯がほとんどですので、高齢者が高齢者を支えるというようなことになるわけでございますが、そうしますと、システム構築には住民の理解というものが非常に重要になってくるんじゃないかというふうに思いますが、その段階での地域住民の意見反映というものは考えているかどうか、お願いしたいと思います。

また、当事者本人、介護者本人は自宅での生活を希望している人が多いということでございますが、受け皿として、その家族なりが心構えがあるか、そこら辺が判断材料になるかと思うわけでございますが、高齢のために介護ができないという状況もあろうかと思えます。そうしますと、先ほど言うておりました在宅支援の体制づくりをどうつくっていくかというところが、村としても大きな課題だというような先ほど説明もいただきましたが、そのとおりだと思いますが、そこら辺の体制づくりにつきましてはどのような捉え方で今後進めていくか。例えば24時間在宅介護体制等まで、最後はそこまで考えながら体制づくりをするのか。現時点での考え方がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、その地域包括ケアシステムの推進のための状況ということですが、先ほども申し上げましたように、いわゆる麻績村としても、今後つくっていかねばならない一番最も大事なシステムであるというふうには認識しております。地

域ニーズの把握と、いわゆるサービスとのどうしても提供の充実というのがないわけにはいかなないシステムでございますので、現在、麻績村のほうではこういった地域ニーズとその生活支援等のサービス提携等が、参画、情報共有と連携強化を実施する、まず協議体の設置を行おうというふうに考えています。その協議体の設置を伴いまして、各ニーズとかそれからあとそれぞれの資源についての把握を行ってまいり所存でございます。

まず、最初に協議体を設置し、地域ニーズの把握、地域資源、それからあとの取り組みを行っていくわけですが、またそれに伴いまして、平成28年度以降は生活支援コーディネーター等の設置を行っていく予定でございます。麻績村で地域包括ケアシステムを構築するための各連携というので、もうできているものが既にごさいます、それは筑北地域医療機関と筑北地域2村連絡会、それからまた麻績村内の医師と保健師との連絡会、筑北管内介護保険事業者連絡会、村内ケアマネジャー連絡会等は既に立ち上がっております。ですので、この中からどのように全体を統括していくかというのが今後の大きな課題になるかと思っています。

今後の特に課題としましては、いわゆる先ごろ発表されました郵便局のほうでの使つての見守りとか、あとJA関係など新たな動きがあることも事実でございますので、このようなところとどのように連携をしていくかというのは、大変大きな課題であるというふうに思っています。また、商工会やボランティア関係などの参画、取り入れについても今後の最も大きな課題であるというふうに思っています。

先ほどおっしゃられましたような24時間の見守り体制のようなサービス、個別のサービスにつきましては、まず、この協議体の中で自主的なニーズ把握を行ってから検討させていただきたいというふうに思っています。先ほどおっしゃられましたように、介護につきましては、介護される方の問題ももちろん大きいわけですが、家庭で介護をする方の課題も非常に大きいというふうに考えております。ですので、介護をする方、主たる介護をする方が決して苦しくならないような、何とか支援ができる体制は組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 一応スケジュール的な、または協議会の設立等々含めて何とか体制づくりをしたいということでございまして、一番、中にいろいろ訪問診療からいろいろあったわけですが、介護関係、看護関係が課題になるかなと思っております、そういうものも含めまして、一ついいシステムづくりをしていただければと、このように思っております。



ちょっとシステムの中では、介護施設というものも重要な位置づけになってこようかと思いますが、若干お聞きしたいと思いますが、今回の保険制度の中で、特養老が重点化されたということございまして、要介護3以上の自宅で生活の困難な介護者が入る施設ということで重点化されまして、例外として軽度の介護者についても特例的に認めるというような制度かと思いますが、現状、麻績村として待機者は何人いるか、報告いただければありがたいと思いますが。そして、それらの皆さんの介護への対応はどのようになっているか、お聞かせいただきたいと、このように思います。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 大変申しわけありません。待機者全体の把握というのは現在されておられませんので、今ちょっと確認をいたしまして、後ほどお答え申し上げたいと思います。

待機にも幾つか段階がございまして、いわゆる重度であって待機をなさっている方、それからそれぞれの施設に応じて、例えば今のグループホームへの入所を希望している方、特養への入所を希望している方、何点がございまして、それぞれに応じて今待っていらっしゃる間にはそれぞれ在宅でのサービスを受けているのが実態でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 現時点では数字の確認が発表できないということでございますが、ちょっと全国のほうの数値をちょっと調べてみたわけでございますが、特養老で全国に6,000カ所あるようでございますが、待機を余儀なくされている待機者数というのは入所者数と同じ42万人だそうでございます。大変な状況だというふうに認識して、恐らく2025年に向かってはさらに厳しい状況になるだろうと、このように考えるところでございますが、そんな中で、地域包括システムのあり方というものがいかに重要かということがうかがえるのではないかと、このように思うところでございます。

最後に、介護事業の要素として、介護にかかる先ほども話ありましたけれども、支援者があってこそ成り立つのではないかというふうに思いますが、お聞きしますと、職員不足なり介護報酬の低さと、こんな課題も山積しておるということございまして、これは国策で真剣に議論していただくことかと思いますが、そんなことを要望申し上げまして、私からの質問は終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 大変申しわけありません。今資料が届きましたので、申し上げさせていただきます。

待機者でございますが、現在在宅で待機している者が11名でございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原義昭議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食時間のため休憩をとります。

お諮りします。

通常であれば、再開は午後1時になる予定でございますけれども、高野村長のほうから申し入れがございまして、のっぴきならない来客がお見えになるということでお時間を頂戴したいということでございますので、再開は午後1時15分からとしたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

それでは、ただいまから昼食時間休憩をとります。

再開は午後1時15分とします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時15分

○議長（尾岸健史君） それでは休憩を閉じ、質問を再開します。

---

◇ 塚 原 利 彦 君

○議長（尾岸健史君） 3番、塚原利彦議員の一般質問を許可します。

3番、塚原議員。

〔3番 塚原利彦君 登壇〕

○3番（塚原利彦君） 3番、塚原利彦です。

先に通告いたしました内容について質問いたします。

平成24年度から国の方針に基づいて、全国の自治体で農業の担い手や農地の今後の展望について方向性や振興策をまとめた人・農地プランの策定が行われており、当麻績村でも昨年3月に麻績村人・農地プロジェクト会議にて策定され発表されました。

人口減少と高齢化に伴う農業の担い手不足は中山間農業地域に広く共通した悩みであり、麻績村でも深刻な問題となっています。昨年の9月議会において、私は麻績村の農業政策について伺いました。その際の村長の答弁では、麻績村の農業に関してはまず人をどうするかということ、それから特産品のリンゴ農家の実態、都市部からの農業従事者の誘因、地域農業支援の新たな組織などについて現在研究を進めているが、今の段階ではまだ具体的に示すことはできないということでしたけれども、それから9カ月が経過しました。また先ごろの3月議会での今年度、平成27年度の予算説明の文書には、農業の振興に向けて村民と研究を深め、地域農業を振興させる新たな組織立ち上げに結びつけたいとあります。そこで、改めて麻績村の農業政策について方針や計画について伺いたいと思います。

まず1点目は、人・農地プランについてです。昨年3月策定されたこのプランの中にも記載があるように、麻績村は地形や地質からいって、農業の集積・大規模化には適さない難しい地域であると述べられています。昨年の9月議会においてお聞きした際の回答では、人・農地プランや中間管理機構を通じて政策を講じていくといった趣旨の回答でしたけれども、これについてはどう進んでいるのでしょうか。

また、このプランの中には荒廃農地に関する事、人手の確保に関する事、魅力ある商品づくりに関する事の3課題について解決手段や方法が複数提起されていますが、これらの手段や方法についての見通しやその実現性などについて、どのように考えておられるか、伺いたいと思います。

2点目として、農業振興の最大の課題は人であると、この人・農地プランにもまた昨年9月議会の一般質問の際の村長の答弁にもありました。ではこの人、つまり農業の担い手についてはどのような施策が検討されているのか、お聞きをしたいと思います。

3点目として伺いたいのは、昨今の農政を取り巻く課題が村のこれからの農業振興政策にどう影響するかです。今日本農業にとっては国内外において重大かつ困難な問題が山積しています。米価の下落、減反の廃止、農協の組織形態の改革、外的要因としてTPPによる日本農業への壊滅的な打撃の懸念など、これから先の展望を不安にさせることばかりです。こうした厳しい環境変化の中にあって、村として例えば事業計画の具体化、JAなど関係機関との協力体制、就農者の育成援助などを初め、さまざまな面で懸念される影響はあるのか。

あるいは余り影響を受けない施策を考えられるのか、伺いたいと思います。

そして4点目としてお聞きしたいのは、農業に関する全村的な議論と意見や提案の酌み上げについてどのようにしていくかです。地域農業を取り巻く環境や国の方針が変われば、その時々によって農業政策も試行錯誤したり見直しが必要になるかもしれません。この人・農地プランは最初の方針が不変のものではなく、その時々で見直しをしていくものとされています。行政任せにせず、村民みんながこの問題を考え、話し合うことが必要であり、そのことは人・農地プランにも述べられていますし、村長自身も関心を持ってほしいとの答弁をされています。農業政策に対する村民の参加ということにもなるかと思いますが、これについてお考えを伺いたいと思います。

再質問は自席にて行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 3番、塚原利彦議員さんのご質問に答えさせていただきます。

まず最初のご質問でございます。新たな農業政策の方針と具体策を問うということについてでございますが、人・農地プラン等に基づく計画の状況、それから担い手について、それから農業を取り巻くTPP、あるいはJA改革等との関係及び影響、そして農業に関しての全村的な議論と意見の提案等の収集はと、これらについて答えさせていただきたいと思えます。

まず、農業が厳しさを増す中、将来へ向けて持続可能な農業を実現するために基本となる、人と農地を一体的に解決する未来の設計図となります人・農地プラン、地域農業マスタープランと申しておりますが、これが昨年3月に作成され、その進展に向けて関係皆様にご努力をいただいております。農地の荒廃化防止や集積化の推進、人材確保、そして魅力ある商品づくり、こうした具体的な動きが現在見え始めているわけでありまして。こうした動きがさらに活発化することを願うとともに、このプランは常に見直しが求められておりますので、状況の変化に応じて、地域の将来展望が描けるよう見直しをしてまいりたいと、こう考えております。

こうした中で、議員がおっしゃるとおり、担い手の確保には厳しいものがあります。プランに位置づけられました青年就農給付金などの支援制度もありますが、まだ一部であります。こうしたこともありまして、ことしから地域おこし協力隊制度を活用しての農業研修生制度

を始めました。ことしはまず農業を知ってもらおう。最低必要な農業技術の取得、ここからやっっていこうということで、水田、畑、8反歩ほどを行う計画で今進んでおります。今後研修生がふえ、こうした人たちが核となって将来地域農業を支える組織の立ち上げ、こんなものにつながってほしいと願っているわけであります。

T P PとJ A改革についてはまだ詳細が見えておりませんので、具体的なことは申し上げられませんが、地域農業、とりわけ基盤条件の悪い中山間地域への影響は多いものと思っております。特にT P P問題につきましては危惧されることが多く、全国町村会を挙げて中山間地域の農業を守るためにも慎重な対応を国に求めています。

次に、農業に関して全村的な議論と意見の提案等の収集が必要ということでございますが、このことは十分承知をしておるわけであります。しかし、大変残念ながら、こうした会議等への出席者が非常に少ないというのが現実であるわけでございます。こうした中で、農業委員会あるいは農業再生会議、こういったところでは多くの意見が出たり、論議が深まっているというふうに見ておりますので、こういった組織等のこれから活発なご意見、こういったところからいろいろなご意見をいただくほうが効率的であると、そう考えているわけでございます。

ただいまの答弁内容の詳細につきまして、振興課長及び村づくり推進課長から補足をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから振興課関係の補足をさせていただきますと思います。

まず、人・農地プラン等に基づく現在の状況について補足をさせていただきます。人・農地プランのほうであります遊休荒廃地の解消と未然防止、また有害鳥獣対策、サポートし合える仕組みづくりについて、まず補足をさせていただきますけれども、平成27年度から第4期対策に入りました中山間地域直接支払制度ですとか、多面的機能支払交付金などを今現在活用していただきまして、村内各地域で取り組んでいただいております。この取り組みによりまして、遊休荒廃地の解消ですとか未然防止、また地域のサポートづくりについては、ある一定の効果が出ているのではないかとこのように感じております。

また、地域の農地ですとか環境を守る活動も引き続き取り組んでいただいておりますので、また村としても支援をしてまいりたいというように考えておるところでございます。

また、有害鳥獣対策につきましては、国、村の事業を活用しまして、現在地域で取り組ん

でいただいているというような状況でございます。次に、農業の後継者や人材についてでございますけれども、現在新規の認定農業者の認定、また青年就農者、農業後継者等の動きが出てきておるところでございます。村としまして、国等の助成金を活用しての支援ですとか、関係機関、特にJAさん等になろうかと思っておりますけれども、引き続き連携して支援を実施してまいりたいというような考えでございます。

また、安心して耕作できるというようなことも大切だということで、今基盤整備を進めております。水田を守り安心して米づくりができる環境整備ということで、用排水路の整備ですとかため池の整備を今順次進めております。また、農地の借り手、貸し手の希望者の支援ということで、農協さんが主体となりまして村も連携しまして支援を実施しております。農地中間管理機構へも今現在1件の申請がございますけれども、実際顔が見える中での支援ということで、農協さんの主体となっている借り手支援のほうが今現状では多いというような状況でございます。

続きまして、2番目の担い手についてでございます。これにつきまして担い手といってもさまざまな形態がございますが、平成18年度ごろより国が担い手というような言葉を使い出してきておりますが、その中には認定農業者や新規就農者また集落営農組織などが上げられます。それぞれ地域や各組織と連携しながら、地域の実情に沿って麻績村の農業を守っていただいているというような状況でございます。

平成26年度のプラン策定以降、新たに認定農業者、青年就農、農業経営移譲の動きが出てきておりますので、関係機関と連携してこれからも支援を進めてまいりたいというように考えております。

続いて、3点目の農業を取り巻く状況との関連、影響についてでございます。農村については食料を供給するだけでなく、災害を防止する機能など環境貢献、地域社会を形成するなどの重要な役割を担っております。国の攻めの農林水産業のための農政改革ということで、今現在、さまざまな環境が変わろうとしております。まず、農政改革でございますけれども、米政策の見直しということで、平成30年度以降直接支払制度がなくなりまして、米価にも影響が出ることが予想されております。農協法の改革でございますが、強い農協をつくり、農家の所得をふやすことを目的に、現在見直しが検討されておるところでございますが、主な内容については、JA理事の構成や監査の変更、中央会の移行などが主な内容でございますが、それが目的であります農家所得の向上にどう結びついていくのかというのは今現状でははかりかねる、不透明な状況でございます。

いずれにしても、地域に大きな影響を及ぼすおそれもありますので、今後関係機関と連携しながら情報収集に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、日本など12カ国が進めております環太平洋連携協定の交渉でございます。これにつきましては、先ほど村長申しましたけれども、全国町村会において、また全国知事会においてもT P P交渉に当たっては国益の堅持と重要5品目等の聖域確保に万全を期することというような形で要望をしておりますが、交渉内容については大変不透明で情報が入ってこないというような状況もありますので、今後も情報収集に引き続き努めてまいりたいというところでございます。

4番目の農業に関しての全村的な議論というようなことでございます。平成26年度の人・農地プランの策定に当たりましては、アンケートですとかプロジェクト会議の検討、農業委員会等の建議書というような形で、いろいろなご意見を参考にいただいてつくっておるところでございます。また、人・農地プランの作成時には、麻績村農政懇談会が2回開催されて、村民の皆様からいろいろな意見をいただいておる状況でございますけれども、残念ながら大変少ない出席状況というような状況でございました。今現在は、農業委員会さんですとか、農業再生協議会等でさまざまな意見をいただいておりますので、引き続きこのような会議でご意見をいただければというふうに考えております。

以上、振興課です。よろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 担い手はどう考えるかという点で、協力隊のことが出ましたので、その点について補足をさせていただきます。

今年度から農業研修生ということで地域おこし協力隊を募集し、愛知県のほうから30代の男性を迎えて、荒廃することが見込まれる農地の地権者に協力をいただいて耕作を始めたところでありまして、地域おこし協力隊制度を活用したのは、3年間ではあります。交付税措置ということがございまして、財源が確保できるという点からこの制度を使ったところでありまして。

麻績村のような中山間地域における農業従事者の受け入れを行っていくためには、半農半Xというような考え方が基本になるのではないのかなというふうに私は思っております。協力隊には農業を学ばせることに加えて、3年後を見据えて定住希望なら支援していきたいというふうに考えております。また今年度、協力隊に農業ができる環境を準備したところではあります。農地の所有者にご理解をいただき、農地の貸し借りではなく、農地所有者の方

に協力隊を受け入れていただいたという状況であります。このことについては、事前に農業委員会さんのほうにも報告をさせていただき、始めたところであります。その折、協力隊では基本的な根本的な解決に至らないんじゃないかというような厳しいご意見をいただいたところではありますけれども、農業委員会さんからも、これから一緒に取り組むから今後についてぜひ相談してほしいというような、温かい言葉をかけてもいただいております。

最近の若者の価値観、あるいは生活感の変化と、第二の人生を迎えたシニアの方々から、農業をやりながら暮らしたいというような意見を大分聞くようになってまいりました。しかしどうしていいのかわからないと。農地を紹介してほしいといった、移住目的の一つを農業としたいというような考え方が、次第に多くなってきているのではないのかなというふうに感じているところであります。

また、やって進めてみますに、農業に気軽に携わる環境をつくることも、このような重要な課題の施策と考えております。その役割を果たす組織、地域でつくるそういった組織でなければ解決ができない特有の事情があるのかなというふうにも感じます。この件については例えば土地あるいは水利権、またこういった水利権に携わるための地区とのおつきあい、こういったものは中間管理機構ではとても指導することはできませんし、教えることもできません。ですので、身近な組織がこういった面でも必要ではないのかなというふうに感じているところであります。

それから、現在、私どもで同じような考え方を持つ組織がどこかにあるのではないかなということで、調査をしているところであります。この組織についても引き続き検討してまいりたいかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今お答えをいただきましたので、こちらのほうで項目ごとにお聞きをしていきたいと思いますが、人・農地プランということで、昨年策定をされまして、これに基づいて基本的な村の方針といたしますか、そういうことになっていくかと思うんですけれども、もともと国が進める人・農地プランというのは、農地の集積とかそれから大規模化、団体、法人などによる農業への参入というようなことで、競争力の強化といたしますか、こういうものが基盤といたしますか、本来国が進めていく方向というようなふうに思われるわけです。

昨年立ち上げた農地中間管理機構も新聞等でも言われていますけれども、全く農地の集積が進んでいないというようなことで、これは昨年の9月の議会のときは、村でも中間管理機



構や人・農地プランをもとに今後の農政を進めていくという答弁、ちょっとあったんですが、中間管理機構について今お聞きした中では、ほとんど出してといいますか、利用者がないということで、既存の農協さんを中心に農地の貸し借りということで、農地バンク的なことで、政府も肝いりで大分財政を投入してやっている中間管理機構は、余り機能していないというようなことが新聞等でも言われています。

まずこれについては、村としてはどちらかというともうJAさんのほうを中心にやっていくという、先ほどご答弁ありましたけれども、そういった方向ということなんでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 農地中間管理機構について、土地についてJAを中心に村でやっていくというようなことではなくて、現実の土地の動きの中で、顔の見えるところでの賃貸というのが今現状が主体になっておりまして、中間管理機構に出してどなたが借り受けるかわからないというような状況では、なかなか申請者が今のところないというような状況で、今現在は農協さんの今までの制度を活用した中で、賃貸、特に認定農業者等に賃貸されている例が多くなっているということですので、よろしくをお願いします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 中山間地ということなものですから、大規模化をしていくというようなことでの集積というのはなかなか難しいということは、前々から言われていますんでわかるんですが、この関係かどうかなんですが、本年度の予算に農業基盤整備促進事業ということで1,700万円の予算のついていますけれども、これは具体的に今年度はどんな形になるのか、ちょっとお聞きしていたのかもしれませんが、改めてちょっとこれについてお聞きをしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） ただいまご指摘いただいたのは、農地費の中の工事請負費の関係でよろしいでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） そうです。項目ではそこに農業基盤整備事業ということの目ですか、のっていたその部分ですけれども、工事請負費になっていたかと思います。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） これにつきましては、今現在村内で進めております用排水路等の改修事業の関係で、今国庫補助事業を使う中で国のほうに新規採択事業として水路改修の事

業を上げているものでございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） そうすれば、平成25年度の新規事業、何かちょっと私のほうで調べた中では違っているのかもしれませんが、国の人・農地プランに関連した事業というようなことの中で、今までのものとは違った新規の事業というようなふうに捉えているんですけども、そういったことではないのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） この事業の採択要件の中で、利用集積の部分がうたわれているということで、多分人・農地プランの関連ということになっているかと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） わかりました。

そうしますと、一応私のほうでいろいろ資料を見た中では、新規の事業というような25年度からということで、何かこれは競争力強化に向けた取り組みを行う地域にというような表現があったんですが、国の方針ではなくて、これはちょっと私が確認をしていないものでいけないんですが、そういった部分での事業ということになれば、人・農地プランもそうなんですけれども、麻績村で農地を集積して、そこの担い手として農業法人とか例えば企業とか、そういった大規模の農業、営利のための農業をやるというもののその基盤というか、基礎になるものかなというふうに思っていたんですが、そういったこととは違うということなんですか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 麻績村としましてはこの事業新規採択で上げた経過でいきますと、村内各地から用水路の改修の要望が出ておりましたので、該当の事業を見つけて国のほうに申請したという経過でございますので、よろしくをお願いします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） わかりました。ちょっと私が認識が少し解釈が違っていたと思います。

そうしましたら、続いて先ほど担い手ということでお聞きをしたんですけども、この中でちょっと昨年の9月の質問で聞いたときの続きといいますか、そのときはまだ途中というような印象を持っていたんですけども、上井堀のリンゴづくりの後継者対策というようなことでアンケート調査をしたり話をしていくということだったんですが、これについてはそ

の後どんなふうに進んだんでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） リンゴ農家さんから各戸別にアンケートを集計いたしまして、そのアンケート結果を出させていただいたところではあります。それで、現実に総論各論というような話になってまいります、担い手が非常に少なくなっているのは農家さんたちも自分は承知はしているところなんです、現実、じゃ協力隊という形で受け入れてどうだろうかという話になったときに、一年中その協力隊としてそのリンゴ農家に入れていただくということになったら、ちょっと考えさせていただけないかというような形で、実際のところは直接農家さんに入っていくというのは今非常に難しいかなという段階に入ってきております。

ただ、今農地を借りてやり始めたというようなことで、その地区と大分おつき合いをしてくれているその青年であります。非常に何といいますか信頼関係が生まれてきておりまして、最近ではリンゴをやってみないかというような声がかかっているというようなことで、今ちょっと状況的にはそんな方向に向きつつあるのかなというふうには見ております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今、お1人の方がそのリンゴの関係でということではいらっしゃるということですけども、広いリンゴ畑、何件もやっていたらいらっしゃるそこをすべて1人でということなんでしょうか。それともこのリンゴ農家のこと全体に関しての話し合いといいますか、何かそういったことを持つというような話が昨年9月のときにあったんですが、その関連の進んだのが今のような状態ということなんでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） あくまでも農家さん個人の収益、個人の場所でありますので、全体の農家さんのために1人を当てたというそういう問題ではありません。たまたまリンゴ農家さんには非常に受け入れてもらえる、協力隊として受け入れてくれる方がいらっしゃいますかというような話も出して言ったんですが、なかなか実際のところ受け入れていただけるような場面には至っていないのが今の実情です。

ただ、この農地をお借りして別の作付をする中でそういったことで始めて今まで来ておりまして、4、5、6これで3カ月過ぎている中で、地区と非常におつき合いをしている協力隊、青年であります。その農家さんからも大分信頼関係が生まれてきて、休みは何かちよっ

とリンゴの手伝いをしてみないかというような声が逆にかかっている、そんなような状態であります。

ですので、リンゴのために今入っているというような場面ではありませんけれども、1年間やっていくためには稲作だけではこれは食べていけませんし、また冬の作業にもできなくなってまいります。冬のそういった剪定作業、そういったところにも入っていただければいいかなというような状態で今いるところであります。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 私、ちょっと今お聞きする質問の方法といいますか、言い方がまずかったと思うんですが、お聞きしようと思ったのは、麻績のリンゴ、人気のあるリンゴについて、今後どうしていくかということで、集落支援員さんも入れてやっているということで、リンゴに関して全体の施策といいますか、今後どういうふうやって後継者をしていくかという、全体の話し合いの進め方がどうなのかということをお聞きしようと思ったんですが。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 私のほうから答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、今、麻績の農業を誰が支えていくかということが大きな課題になっているわけでありまして。そうした中で、後継者を育てるというのは大変難しいことなんです。そうしたことで、今、一步一步ではあります、農業をやってみたいという人を1人も入れて、地域の農業を支えていただくようなことを進めていきたい。今1人が入ってくれました。この1人が2人になり、あるいは3人になり、あるいはこれが5人になりということになると、ある程度の組織、こんなようなことも考えられるんじゃないかと、こう考えているんです。

今の段階においては、先ほど申し上げましたように、農業を全く知らない方なんです。でございますから、水稻の技術もございませんし、それから当然果樹栽培の技術、知識も全くないわけでありまして。そうしたことから、まずことは先ほど申し上げましたように、面積は8反歩ほどでございますが、こういったまず農地にかかわることから入っていくということでありまして。

そして、今、課長が申し上げたように、農業というのは夏場が主でございますが、冬に関係あるという果樹栽培であります、そういったことから果樹についてもこれから進んでいけばいいということで今進めているわけでありまして、麻績村のリンゴ農家全体というよ

うなまだそこまでの大きなものは考えておりません。まず、入ってきてくれる後継者が一人のリンゴ農家、こういったところとかかわりを持っていくということから始めていかなければならないんだろうなど、こう考えているわけでありませう。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） わかりました。

集落支援員さんなんか中心になって、この問題についてかかわってもらっている中で、一歩ずつそういう方向で進んでいるということで理解をさせていただきます。

そうしますと、担い手という関係でいいますと、先ほどご答弁の中にありましたけれども、人・農地プランにかかわる制度と申しますか、国の制度で青年就農給付金というのが青年就農者に対しての補助というかそれが出るんですけども、それとか集落営農とか農業法人の担い手、こういったものが先ほど少しずつ出てきているというような話がありました。実際にはまだこれからの展望と申しますか、そういった方たちが出てくる状況とかそういったもの、見通しとかそういった部分についてはどんなふうに見ておられますか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 青年就農給付金でございますが、平成27年度1件の申請、今現在県のほうに上げているような状況であります。そのほかについてはちょっと今のところまだ不透明な部分がございます。また、集落営農組織につきましても、今国のほうでは任意団体ではなくて、法人化を進めろというような方針が出ておりますけれども、なかなか法人化に進めるまではちょっと大変かなということで認識はしております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 始まったばかりという部分もありますので、わからない部分はありますけれども、法人化して大規模にここでやっていくという部分ではなかなか難しい地域だということは思いますので、その辺については大体類推できるところなんですけれども、先ほど、村づくり推進課長さんのほうからお話ありましたけれども、大規模化というようなことがなかなかこの地域では目指せない中では、若い若年層を呼び込んでというようなことで、いろいろな施策やそういうことも考えたり、それから今協力隊の方たちに農業について実践してもらおうということもありましたけれども、私なんか思うには、今の荒廃農地が本当にどんどんそれが進んでいくのとそれが解決されるのでいけば、追いつかないと思うんです。そういう点でいけば、ここへ移住して住んでもらって農業をやってもらおうということについては、恐らく若い人たちがここに住んで就農をして、農業だけでやっていくということにつ

てはなかなか難しい、今の段階では難しいと思いますし、今後もちよつとなかなか不透明だというふうに思います。

例えば人・農地プランに書いてあるウイークエンド農業といますか、お試し農業とか書いてありますけれども、例えば村営住宅へ入る若い皆さんとかが、都市部へ行けば市民農園的なこともやっていますけれども、そういったことで本当に少しずつでもちよつとした農地だけでも借りて、週末にちよつと農業楽しめるとか、それから定年後世代の方の受け入れ、これもいろいろ議論があつて若い人に来てもらわないと定年になってからの高齢化もアップするし、医療費だとかそういうことも多くなるから、余り歓迎できないっぽいような、以前はそういう論議もありましたけれども、そんなことではなくて、これだけ交通の便もいいところですから、定年後の世代の方も大きく迎え入れるというようなことも含めて、本当に企業が参入するような大きな農業ということではなくて、そういった部分の農業も可能性が十分あると思うんです。

ただ、遊休荒廃地を全部そういった方たちが来ることで解決するというこれは無理だと思いますけれども、そういった部分についてどういうふうに思われているか。

それからもう一つ、定年を迎える麻績の勤めていらっしゃる方が、定年後時間が空いて少し農業を拡張しようかとかというようなことも含めて、その辺の何と申しますか、パターンについては村としてはそういった部分にもかなり力を入れているという、そういう方向でよろしいでしょうか。専門化の若い人たちにももっともっと迎え入れるというようなことに軸足を置くのか、その辺についてはどんなふうに思われますか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） ただいまご質問の農地のまず貸し借りの関係でございますが、今現在麻績村の農地の貸し借りについては2,000平米が下限となっておりますので、それ以下の貸し借りがちよつとできないというような状況でございます。2,000平米以下の農地について都会等でやっているものについては、農園の関係で賃貸の関係がありますが、それは農園法の農園化、または特定農地法の農園といういろいろな部分もありますので、これについては村のほうでもちよつと研究をしていかなければいけないかなというところがございます。

また、先ほど若者定住住宅の関係でございますけれども、まずは若者に住んでいただくということで今賃貸住宅のほうを整備しておりますが、またその後についてはまた随時検討をしてみたいということでございます。いずれにしても、農地を2反歩以上持っている方

で広げたいという方がいれば、先ほどの農協のほうで貸し借りの関係がございます。また、ただ2,000平米以下のものになるとちょっと今の現在では難しいような状況になっておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 幾つか進めてまいりましたけれども、3番目の取り巻く環境による影響というようなことで1点だけ、ご存じのようにJAさんが組織の機構が変わるというようなことと、この辺も筑北の店舗がなくなったりとか、どちらかというとな中山間地ですので力を入れていくという方向よりも、どちらかというとな逆の方向のように思われるわけです。

これからの協力隊の皆さんも、農業の関係で研修生ということで専門にといいますかやってみるといような中で、農業全般の関係でいくと、例えば農業の資材だとかそれから機械、営農、就農の指導とか農産物の集積とか販売とかというような部分、JAさんがほとんどそういった部分でのウエートを持っているわけですがけれども、そういったところが今後村で農業政策を進めていく上で、その時々を考えなければいけないということがあるんですけれども、こういったJAさんの今のような状況、それから先ほども言いましたけれども、環境的に厳しくなっているという中で、余りどちらかというとな、大がかりなものとかそういったことでの農業政策というものはできないんじゃないかなということと、それから若い人たちが希望を持って、そういった農業をできるだけバックアップ体制ができるのかどうかというようなことも、大変ちょっと気がかりになるところなんですけれども、そういった部分ではどんなふうに見られておられますか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 農協法の改正ですが、今回、JAの理事の構成、事務組合のあり方等はこれからの継続というような形になっておりますけれども、地域に根差している農協さんですので、資材の関係等の共同購入も今懸念をされておるところでございます。ただ、今後の状況につきましては、情報収集をしまして、関係機関と連携しながらちょっと進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） いろいろずっとお聞きをしましてまいりましたけれども、村民の皆さんから見て、目新しい状況に村の中見渡してもなっていないというようなそういう状況でなくて、何か活気があって、先ほど言いましたけれども、農業に関すること村全体での意識の高揚といいですか、盛り上げといいですか、そういったものにもつながるような施策やそういう

ものが必要になってくるかと思うんですけども、これはすごく難しいことかもしれませんが、やっぱり麻績村は高速のインターがありますので、このインターをもう少し活用した部分で農業振興との関連で考えていく。そういったことについてはどんなふうに思っておられますか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ただいまぱっとした大きな話題にも農政関係ではないというご質問でございしますが、それだけ今日本の農業は厳しいのではないかとこう思っているんです。

実は、麻績村の農業を見ても、先ほどから申し上げているように、携わっていただける人の確保がどうなのかということなんです。行政ならば何ができるかということ、行政としては計画なりいわゆる制度の支援、あるいは金銭的な支援、こういったものはできるわけですが、個々の農家のおたくへ職員が行って働くというようなことができないんです。いわゆるそれぞれの今農家で何が必要かということなんです。この人をどうやっていくかということが、今麻績村の農業を含めて全国で今一番課題になっていることではないのかと、こう思っているんです。

そうした中で、今、議員おっしゃるように観光農園でありますとか、あるいはこちらへ移住した人のいわゆる小さな貸し農園といいますか、そういったようなご提案等もあるわけですが、実は貸し農園のようなものは以前にも麻績村で実施した経緯もあるわけですが、スタート時点ではそれぞれ話題があったわけですが、これが何年続いたかということ、余り続いてこないというのが実態なんです。そうした中で、これから地域の農業をどうしていくかということは、これはみんな考えてもらいたい問題だと、こう思っています。

村としましても、今、議員さんからいろいろご提言ありましたように、携わっていただく人間、都市から呼び込む、それからさらには若い人ばかりではなくて、中高年の方も農村部に入っていただいて、地域の農業を支えていただける人材にもなり得るということでございしますので、今後は、今若者定住ということでやっておるわけですが、これからは中高年の皆さんの第二の人生、そんな場所にもなれるような地であるということもありますので、そんなこともそろそろ検討していかなければいけないのかなと、そういうふうに思っております。

総体的な形でこの地域の農業を発展していくことを願っているわけでありまして。

以上であります。



○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） ここまでずっと農業のことについてお聞きをしてきましたけれども、一番最後に先ほど言いましたように、村民の皆さんの意識の高揚ということが非常に大事じゃないかと思しますので、先ほど言われた既存の農業関係の組織と申しますか、農業委員会とか、ほかの人・農地プロジェクトをつくった皆さんとかあるんですけども、それだけに限らず全村的な論議ができるような、例えば資料を全村に配布して討議を高めるようなこととか、いろいろなことが考えられますので、ぜひ既存の組織だけでなく、私たちも努力しなければいけないんですけども、みんなで考えていく方向をぜひ検討してもらいたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（尾岸健史君） 3番、塚原利彦議員の一般質問が終了しました。

---

◇ 峰 田 昶 君

○議長（尾岸健史君） 続いて、6番、峰田昶議員の一般質問を許可します。

6番、峰田議員。

〔6番 峰田 昶君 登壇〕

○6番（峰田 昶君） 6番、峰田でございます。

最後の質問になりましたので、よろしくお願ひいたします。

地方創生の麻績版総合戦略についてと、あわせて项目的に見ますと別だと思しますので、地震自然災害対策についてお聞きしたいと思います。

国の地方創成への取り組み状況については、やる気のある元気な自治体が行動計画をつくって実際行動を起こしたところに支援するという大前提があつて、国の地方創生ということになりますと、麻績村に例えますと、各地区が元気になって創造的にいろいろなことができるようになる。5番議員の福利厚生やいろいろな面でも関係がありますけれども、そういうことだと思ひます。

となると、実施する村民とぜひ情報を共有して協働でつくることによって、より実効性が上がると思ひますので、対策として具体的な行動実施内容についてお聞きします。

あわせて、昨年の11月22日に北部地震、あと麻績村を含む地震予測が出ました。この4月24日かと思えますけれども、麻績村につきましてもマグニチュード6.8程度の発生があるというようなことをございます。あわせて過去に例のないような豪雨が聖高原であるというようなことがありますので、豪雨対策についてもお聞きします。

質問については通告のとおりでございますので、自席で一問一答方式でお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

では、国の総合戦略の骨子など6月中にできると聞いています。麻績村も今後の5年間を考えて地方版総合戦略を今年度中につくるということです。「明るい未来へつながる元気な麻績村」ということで、3月の議会でも質問をいたしましたけれども、第6次振興計画、基本計画、実施計画をさらに検討したものと思っておりますので、現在どのようなふうに取り組まれているか。

加えて、先ほども言いましたように、協働で実際の村民も一緒に加わってやったほうが良いと思うものですから、村民の意見・要望への取り組みはどんなふうな方法で行われているか、お聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、私のほうからお答えさせていただきます。

国の地方創生についてでございますが、地方創生にかかる麻績村総合戦略、これにつきましては秋までに、具体的に申し上げますと10月末までに策定を済ませるように現在進めておるわけでありまして。基本的な考え方につきましては、既に策定してございます第6次麻績村振興計画、これを基本にして国が求める4つの政策分野等を、具体的施策としてまとめ上げてつくっていくということになるわけでありまして。

それから、村民からのご意見、あるいはご要望、これらの収集はということでございますが、これは当然必要なことであるわけでございますが、今回の第6次振興計画をつくるに当たりまして、村民の皆様からそして関係機関あるいはそのほか多くの皆さんからご意見をいただいてこの計画をつくってまいりましたので、新たな形でご意見を聞くということは今回考えておりません。

以上でございます。

なお、詳細につきましては村づくり推進課長のほうから補足をさせていただきます。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） それでは、ご質問の国の地方創生に対する総合戦略についてということで、現在の取り組み状況、それから村民からの意見・要望の収集の活用とはというご質問、関連ございますので、あわせて補足説明をさせていただきます。

日本の人口が2008年をピークとして2050年には9,700万人と、2100年には5,000万人に割り込む水準まで減少するという試算に対して、消滅する自治体があるとの報告により危機感を抱き、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正するため総合的かつ計画的に実施するための計画として、平成26年の12月27日にまち・ひと・しごと創生法が閣議決定されたというのが経過でございます。今日までの経過としましては、現在の取り組み状況、それから村民の声をどのように反映していくかという質問でございます。

まず経過のほうから説明させていただきます。1月、国から地方版総合戦略で求める計画の内容が示されました。その説明会が2月に行われまして、このときあわせて地方創生、あわせて地域住民生活等緊急支援交付金、地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型の2種類の交付金が示され、3月の補正において計上させていただきます、翌年度に繰越事業をさせていただきます。

また、3月定例において、総合戦略の策定に向けての期限ということについて説明させていただきました。その旨、その段階では国が26年度の繰り越しの予算対応だということで、28年3月までに完成していただければということでお答えをさせていただいております。そのとおり、県においても28年の3月という方向性で進めてまいりました。

4月に入りまして、地域住民生活等緊急支援交付金、地方先行型の上乗せ交付との情報が流れてまいりました。この内容を見ますと、28年10月末までに計画策定が終われば1,000万円の上乗せ交付をするというような内容でございました。

5月に入りまして、この上乗せ交付金を含む地方版総合戦略と総務省と各県、それから各市町村担当部課長会議意見交換会が開催をされたところであります。その中で、市長村の部課長のほうから、国の示された総合戦略はどの市町村でも策定されている総合計画、麻績村でいう振興計画ではだめなのかというような質問が相次ぎました。ですので、どこの市町村の見解も同じようなもの、何回つくるんだというようなことで質問を出しておりました。これに対する国からの回答が、総合計画は各地方公共団体の総合的な振興発展などを目的としたものであり、両者の目的は、含まれる政策の範囲は必ずしも同じではない。また、総合戦略においては数値目標、重要業績評価指標、いわゆる個別の目標なんですが、設定すること

と総合戦略ではなっているが、こうした手法は総合計画では義務づけられていないと。これらの理由から地方版総合戦略は総合計画と別に策定していただきたいと。

なお、総合計画と総合戦略を一つのものとして策定するのも可能でありますというような回答が、5月の段階でそういう回答でありました。

それから、村民の意見集約についてであります。総合戦略策定で、地域の人材の参画について国は産官学金労言、幅広い分野から意見を吸い上げてほしいというようなことであります。産は産業界、官は行政、学は大学、金は金融、労は労働、言はマスコミというような参画を求めてまいりました。この件につきましても最初は国はこの方針を曲げなかったところではありますが、今回意見が、若干ニュアンスが変わってまいりまして、それぞれの構成員やその果たす役割は、団体の規模等によりさまざまであるという考えを示してまいりました。

また、麻績村の総合計画を策定するにつきましては、峰田議員さんにおかれましては議員に出られる前に一般村民として、しかも委員長としてご活躍いただき本当にご苦勞をいただいたところでございます。この振興計画をつくる際にも村民からアンケートをとっております。

また、最近では、子ども・子育て支援計画、それから高齢者福祉計画並びに第6期の介護保険事業計画、これを策定するに当たりましてもアンケートをとったり実施をしてきております。また振興計画においても後期振興計画を策定するに当たり29年、30年から5年間の後期版を作成する関係で、29年にはまた村民の委員会を組織をして村民の声をぜひ聞きたいというふうに考えているところであります。

以上のことから、総合戦略につきましては、先ほどの村長のほうからお話ございました。無論最上位の計画であります振興計画、これを2年経過した部分の見直しを行って数値目標と重要評価指標を加えて総合戦略としたいというふうに考えております。ですので、この総合戦略をつくるに当たりまして、直接のアンケートをするということは控えたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 総合戦略がトップダウンで来ていますので、計画段階はトップダウンでいいんですけども、実施になるとやはりボトムアップがないと成果が上がらないと思うものですから、今回アンケートをとることはやらないということについては十分わかっていますけれども、いろいろな分野の意見収集につきましてはぜひ収集する方向で計画に盛り込

んでいただければ、より中身の濃いものになるかと思しますので、よろしくお願いいたします。

先ほどお答えがありましたように、地方への多様な支援と切れ目のない施策の展開ということで、人口の問題とかそれから人的支援の中では非常に難しい問題が中にあるものですから、コンシェルジュというような何でも相談できるような窓口が国にはあるようですけども、そういうようなところもはっきりさせるような中から、意見要望なり質問なりがあったときには、こんな形で動いているということを目に見えるような形にさせていただければと思います。ただ、ことしの10月ごろまでに大体作成するということですので、ぜひそんなことも踏まえながらやっていただければと思って質問いたしました。

1番につきましては、結構でございます。

次の地元創生のことなんですけれども、先ほども言いましたように、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと総合戦略の中に、施策の中に日本版C C R C、コンティニューイング・ケア・リタイアメント・コミュニティという検討普及があります。地方創生のエンジンというか、シルバープランという言葉が余りよくないとなると、これはプラチナプランというような言葉もあるようでございますけれども、C C R Cというのは、アメリカから始まりまして、元気な同世代じゃなくてもいいんですけれども、老若男女が集落機能を共同でつくり、最終的には介護までその組織体で面倒を見る。共同村というようなことなんです。

麻績村でいうならば、差し当たって地域集落、麻績村でいうそういうようなことじゃないかと思うんです。そんなことも踏まえて、地域社会が活性化していかなければならないと思いますけれども、そのときには集落支援を、いろいろ大変難しいとは思いますが、集落についての支援、そこを活性化させる支援とか、組織が形成しにくいところが出てきているようなところに対しても、それなりに支援をするというようなお話もあります。

それからあわせて、地域の公民館活動、公民館についての活動をどんなふうに把握してそれについてどんなふうに働きかけているか。それは結果として先ほども言いましたように、C C R C的な部分で介護まで面倒を見るものですから、健康で長寿になれるという部分があるものですから、そんな多面的な部分を見ますと、どのように考えているかお聞きしたいと思うんですが、お願いします。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 2つ目のご質問に答えさせていただきたいと思います。

今、麻績村のいわゆる集落の再生に向けてということでございますが、今、村内の各集落、

平均的には10戸あるいは30戸あるいは多いところでは80戸、90戸という地区があるわけですが、いずれにしても麻績村は小さな地区が25あるという村であるわけでありまして、おっしゃられるとおり、村内の各地域が元気にならなければ村全体の元気はない。こういった思いで、地域の支援をいろいろな面でさせていただいているというのが現状あるわけでありまして。

そういったことで、それぞれ今地域で特色のある花いっぱい運動あるいは地域イベント、こういったことをやっておられますし、こういったところにいろいろな形で支援をさせていただいておったり、あるいは防犯灯でありますとか消防施設、いわゆるこういった施設の整備、さらには集会施設等の整備、いわゆるこういったところにもご支援をさせていただいております。それから自治活動費の支援、こういったことの支援、これはいわゆる協働の村づくりといえますか、そんな観点でこれからも進めていきたいと、こう思っておるわけでありまして。

それから、分館活動ということ、それから区の地区の活動ということでございますが、実はこれはそれぞれの地区によって非常に大きな差があります。それぞれの地域のニーズに応じていくということがこれから必要になってくるのではないかなと、こう思っているんです。

具体的なことを申し上げますと、地区で運動会まで行うというような地区もございますし、それから地区でもう今までできていたお祭りができなくなっていると、そんな集落もあるわけでございますので、それぞれの地域のニーズに応じた支援をこれからしていかなければならないと、こう考えているわけです。そして、村民が健康で長生きのできる、これは何よりのしあわせだということでもありますので、これからも保健指導員さんの活動やらそれから社会福祉協議会、いわゆるこういった地域の支援事業、こういったものを活発にしていって地域の皆様とともに、皆さんとともに村民の健康を推進していくことを進めたいと、こう考えておるわけでありまして。

大変ご質問の幅が広いわけですが、村づくり推進課長あるいは教育長、住民課長から少し補足をさせていただきたいと思っております。

お願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 補足説明をさせていただきます。

今現在、全ての集落とまではいきませんが、地域おこし協力隊あるいは緑のふるさと協力隊を導入をして、この役割を担っていただいているのではないのかなというふう感じております。

現在12名、9地区に協力隊を住まわせております。これにつきましては、各地区の空き家に全て住んでいただいております。協力隊は地区の行事に参加することを条件で都会から受け入れを行っておるわけです。任期が終わった際も希望すれば定住ができるよう支援してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうから分館活動について補足をさせていただきます。

村の公民館では地区の分館活動の活性化とあわせる中で、あわせて地区育成会事業等の活性化を目指しまして地域住民、子供たちも含めて安心・安全にゆとりのある生活ができるようそれぞれの活動に対して補助を行っております。

また、拠点となる公民館施設の整備へも補助を行っております。27年度の事業等見ますと、これは分館長主事会等でも皆さんにおつなぎする中でやっていく計画ということでございますが、そんな中の重点項目に、地域に根差した分館活動がさらに充実していくための育成と援助を図ること、また年齢別事業計画の中でも青年期から青年後期の人のための事業の中で、分館からの要望等に応じて分館出前講座教室等の実施をしていくことというふうとうたっております。

こんなことも踏まえ、本館事業の推進をする中で、地区公民館等への情報提供を行う中で分館事業への支援を行い、先ほど最初に申し上げました安心・安全、ゆとりのある生活ができるようそれぞれの活動に対して支援をしていきたいというふうに考えております。

なお、あわせて青少年健全育成事業においても地区育成事業の支援があります。そんな中で、地区の育成事業も分館活動とほぼ同じ状況にありますので、そこら辺を踏まえて支援をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは私のほうから健康長寿への対策ということに関しましての補足説明をさせていただきます。

村で行っております事業につきましては、2通りございまして、一つは村が直接行っております地域への支援でございます。これは主に保健師が中心となっておりますが、麻績村の各地区には保健補導員組織がございます。保健補導員さんのほうで各地区のほうで基本的にはそれぞれの地域の課題に応じて地域活動をするというのが一番望ましい形であります。平成

26年度につきましては、村の都合で村のほうで出前講座を実施しましたものですから、この保健補導員さんの地域活動については大変少なかったわけですが、一応27年度からはまたもとの形態に戻しまして、保健補導員さんの地域活動への支援を中心に行っていく予定でおります。

また、各地区の老人クラブ等各種団体への支援もあわせて行ってございまして、必要に応じてそれぞれ出向かせていただいております。またもう一つ、介護保険関係でございますけれども、今、第一義的な介護支援事業といいますか、介護予防事業としまして、各地区のほうへ委託を受けまして社会福祉協議会のほうで講座を行っております。楽笑大学の生活習慣改善教室という名前で行っておりますが、開催回数につきましては年間210回ほど実施しているのが実態でございます。また、この介護保険部分に関しましては、今回大変大きく介護保険制度が変わりますので、今後さらに検討して新しい形があるようになるやもしれませんが、いずれにしましても、地域での活動というものは一番の基本になりますので、引き続き行っていく予定でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 特に、今お答えの中で、地区公民館、分館活動についてちょっと質問させていただきたいと思うんですが、麻績村の各公民館分館は高速道ができたときに大部分のところが整備されたと思います。その後、それなりに個々に整備というか要望のあるところをやっていると思いますけれども、先ほど言いました下から上がってくるとなると、何か誰かがスイッチを入れてやらなければ動きが悪いものですから、一番スイッチが入れやすいのはこの辺かななんて思うんです。

お役所という言葉を使って申しわけございませんけれども、申し出事項に対しての対応はしますけれども、底辺を盛り上げる行動というのは比較的ないかと思うものですから、現在の各地区、25地区があります、その公民館活動があると思うんですけれども、そこに必要と思いつながりながら工面しながらやっている。もっと言うと、地域が創生するという言葉、再生、この場合は創生ほどは考えられないかと思いますが、再生のためにも各地区でこんなことを工面してやっていて、こんなことは共通にこういうふうに行ってもらいたいというようなことがあるならば、そういうことについては全員に情報を出しながら把握するような方法も、一つ方法があるかなと思いますので、この辺についてのご意見を。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 分館の部分につきましてはとりあえず年に1回は分館長主事会とい



うものを開かせていただく中で、社会教育事業、また先ほど申し上げました部分で、体育のほうの事業等の開催の部分で事業計画を皆さんにお話しする中でやっている。そんな中で分館に対します補助事業の関係等、また例えば今申し上げられました地区公民館の部分で大分年数がたってきている施設もございます。そんな中も踏まえて、補助金の説明等も申し上げております。

また、分館長主事会等年1回ということでございますが、各事業をやる時には必ずお集まりいただきます。そんな中でも折に触れいろいろお話をしていく状況がございます。今後、今いいご意見をいただきましたので、今後どのように、できるだけ近間で情報提供できるような方法を検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 何か比較的沈みかかっている村民の意識でありますので、共通のレベルで一緒に土俵に上がって話し合うということは、地域をおこすことの一番かと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

同時に、先ごろ国立がんセンターで出されたお茶とかコーヒーを1日5杯以上飲む人はそれなりのリスクが減りますし、話し合うことによりまして、カテキンやいろいろあるとは思いますが、非常にいい結果が出ているなんて聞いていますので、お茶会やったりいろいろするそんな道具や何かも、場所によってはなくなっているようなところもあるんじゃないかなと思うものですから、できるだけ身近なところで集まれるようなところに対して、働きかけを大きくしていただきたいと思っております。

テレビも1人で見るのではなくて、これからクールビズになるならば、広い公民館へ近所の人が集まってテレビ見るなんていう方法も、方法としてはあるんじゃないかなんて思いますので、ぜひテレビまでみますと、テレビはテレビ局へ払わなければならぬNHK払わなければならぬ部分が出ますので、一概にはなかなか難しいかと思っておりますけれども、ぜひそんなことも考えていただければと思います。

住民課長からのお話もありましたように、社協でやっている生活習慣改善教室とか、認知症の関係の高齢者見守り事業の中の安心した暮らしをつくる井戸端会議等は、非常にお茶飲んだりいろいろするのによい機会を上から与えていますけれども、できれば下の人たちも自然と集まるようなことができればもっといいかなと思いますので、結果としてそのことが、健康寿命が長くなれば介護保険や国民健康保険が減るわけですので、いいと思いますので、ぜひそんなことをお願いしたいと思っております。

あわせて、先ほどもちょっと言いましたけれども、CCRCではありませんけれども、非常に近所で本当に困りながらも面倒を見ている人に、近所の人ところに声かけて、暇という言い方はしないかもしれませんが、ちょっとこんなわけで寝ているのでよろしくというながらも仕事に出ているなんていう話も聞きますので、ぜひそこまでお互いに頑張れるような、話し合いができるようなそういう組織になれば余計いいかなと思いますので、お願いしまして2番の質問は終わります。

次ですが、各種イベントについての村づくり、村の協力というか、そのあれなんですけれども、昔できましたイベント等ができなくなる。人が減ることが一番大きいかと思えますけれども、新しい機材、新しい価値観の若い人たちもふえていますし、昔こんなことをやっていたけれども、そうじゃない、こんな方法でやればここがこうできるといようなことが、お金もかかりますけれども、あるかと思うものですから、そういうイベントについての支援、それから、言いましたとおり、機材とか用具等比較的高価なものもあるものですから、そういうものについて貸し出すような方法、そういうものの支援についてのお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） イベント、あるいは村づくり活動でございますが、こういったもの大変大事だと思っております。地域や有志の皆さんが地域活性化に向けて企画、そして実行されておりますイベントが数多くあるわけでございますが、関係皆様にそのご労苦に深く感謝を申し上げるわけでございます。

こうした皆様の活動がさらに進展していただくように、いろいろな形で支援をさせていただいております。金銭的な面、あるいは人的、あるいはただいまおっしゃいましたように備品、こういうようなことでも今支援をさせていただいているわけでございます。これからもできるだけニーズにお応えできるように頑張っていきたいと、こう思っておりますので、よろしく申し上げます。

なお、詳細につきましては、村づくり推進課長から答えさせていただきます。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） イベントへの行政からの支援策、用具、機材等の調達の支援ということで補足をさせていただきます。

今現在、村づくり推進課のほうでふるさと麻績村応援団助成事業補助金、それから麻績村むらづくり活動支援事業補助金、花いっぱい運動補助金により、各地区で実施の地区または

有志で活動しておりますイベント等に関しまして、補助金を交付をして支援をさせていただいております。また、イベント開催を希望する団体におきましては、全ての機材というまではいきませんけれども、テント等イベント用品ございますので、その辺のところ貸付制度を制定をいたしまして貸し出しを行っております。お気軽に村づくり推進課のほうまでご相談いただければありがたいかなと思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ありがとうございます。

ぜひより安いというか、行動が起こしやすいような方法を考えていただければありがたいと思います。27年度の予算でも西之久保へのコミュニティ事業交付金とか根尾地区への長野県市町村振興協会地域活動助成事業交付金等でできるということは聞いております。そのほかに資産というか、機械化されて不動産なりいろいろな役場のそういうものが管理されるような形になりましたものですから、いろいろの機械が、機械というか機材がどこにあるかというのは、比較的把握しやすくなっているのではないかというふうに理解しておりますものですから、こんなものがあるという一覧表ぐらいは区長なりそれからそういう催事の主宰者なりに教えることによって、より活発に物事ができるようなふうになるかと思うものですから、そんな内容もお願いしたいと思います。

あわせて、今回プレミアム商品券、地域購買力を上げるための地域振興券、商品券があるんですけども、各戸で3セットというようなことで、購入していただくような手配をさせていただいて各戸に送っていただいていると思いますけれども、残になった部分の使い方なんですけれども、できれば地区でのいろいろな部分でお使いいただいて、みんなで使っていただいて、2割の部分は今までよりももっと盛んにやっていただくような方法も考えていただけたらと思いますが、これはいかがですか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） プレミアム商品券に関する部分につきましては、あくまでも当初、第1次販売としましては、できるだけ多くの村民の方にご購入をいただきたいというのが趣旨でございます。ですので、世帯主さん宛てにご購入ができるようにいわゆる引きかえですか、申込書を送らせていただいたところでもあります。

ですので、今後第2次販売につきましては、その残がどのぐらい余ってくるのかわからない部分がございます。その辺のところを見ながら第2次販売については制限をどう緩和して

いくのかを検討したいかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ありがとうございます。

当然ながらまず各戸に配布したので、全部売り切れたとなれば、それはまたそれで結構かと思えますけれども、余った部分について、残がありましたらそんな方法で幾らかでも地域に貢献できたという、幾らかでもそういうふうに使えればというふうに考えまして、お話ししました。

そんなことでぜひ前向きに、何でも非常に感覚的には大したことないようなことでも、ちょっとのことでもそのことが話題になれば、集まっているときにはそのことが一つの意識づけになるかと思しますので、お願いしまして3番は終わります。

4番の自然災害の関係でございますけれども、最初に、集中豪雨の関係、気候変動が非常に厳し過ぎるというか、過去に例を見たことのないような雨の量とかいろいろ言われます。そんなことから、聖高原でも30ミリというような雨もあったようでございますけれども、そういうときに、基準として防災計画がありますけれども、各河川の状況や避難についての基準はあるのか。あるならばそれは住民にどのような形で知らされているのか。私も知っている中에서도、麻績川の近くの人が過去に危なくなるという前に避難したというような例も聞いておりますけれども、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは4番目のご質問でございますが、自然災害の未然防止の対応についてということで、答えさせていただきたいと思うわけでございますが、この中には2つございます。

集中豪雨につきましてでございますが、今日は集中豪雨あるいは地震あるいはさらには火山噴火など想定外の災害が全国各地で発生しておるわけでございます。集中豪雨につきましては、以前この地域麻績村におきましては時間降雨量20ミリから30ミリ、これを越しますと大きな災害が発生したということでございましたが、近年は先人たちのご努力によりまして砂防施設等が整備され大きな災害が起きない。こうなってきたこと大変ありがたく思っているわけでございます。これからも安心・安全の村づくりを進めてまいりたいと、こう思っております。

それから、いわゆるこういった集中豪雨を含めていろいろな危険な状況になったときの住

民の避難勧告等につきましては、マニュアルに沿って進めていくということでございますが、今具体的な例、麻績川沿いのというお話ございましたが、あのときにはそれに至らなくても自主的に避難をお願いしたと、こういった経過もございますので、現在そういった形で進めている経過が最近は多いということでございます。

それから、集中豪雨発生時の対応といたしましては、村民お一人お一人に災害時における行動意識、これを今高めていただくということが大事だということで、そういうことを含めましてハザードマップを全戸に配布して、そしてまた地域においては地域防災組織の立ち上げとともに訓練、これにも努めていただくようお願いをしておるわけでありまして。

村といたしましては、防災無線で避難の呼びかけ、あるいは消防団の出動、あるいは広域支援要請、いわゆるこういったこと等マニュアルに定めてございます。こういったマニュアルに沿って進めることにしておるわけでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） それでは、集中豪雨等の対応ということでございますけれども、私ども麻績村につきましても、防災の関係のマニュアルがございます。その関係につきまして、それぞれの地区等に注意喚起をそういう場合は促すということになっております。

まず第1につきましては、気象庁それから県の消防防災課のほうからメールまたは防災無線等でファクス等がまいります。今現在、県のほうも防災意識を高めるということで、今年度、27年度から、防災無線の関係で、直接市町村と相互に連絡といいますか報告し合う無線の整備を進めるということで、今年度から防災の起債を借りまして、それとあと国のほうの防災の関係の補助金を使いまして、県主体で今、今年度から整備していくということで、麻績村におきましては、一応平成28年度予定ということですが、ただちょっと今県も国のほうへ要望しております国庫補助金の関係がつきが悪いということの中で、場合によっては29年度にずれ込むということをおっしゃっております。その整備等を踏まえた上で、より防災の関係の強化をしていくということが、消防防災課のほうからの説明等で先ごろ行われたところでございます。

それに沿いまして、うちのほうの地域防災計画につきましても一部は改正していかなければならないところもございまして、それに沿った形で今検討してまいりたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ありがとうございます。

最後に、長野盆地西縁断層、麻績地区、麻績区間地震についての対応ですけれども、差し当たって対策を立てなければならない危険箇所があるのかお聞きします。

それからあわせて、地震対策ということで、耐震補強の関係で今住宅の改修についてのPRがされたりいろいろしているかと思えますけれども、その辺をあわせてお聞きします。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 地震についてでございますが、さきに発表されました麻績断層のことかと思えますが、この断層の位置、あるいは形態は示されたわけでございますが、断層帯の過去の活動記録、こういったものは今ないということと、それから将来の予測も正確性を欠くものであるというふうにまだ意識をしております。

そうした中で麻績村としましては、麻績断層地震のみならず、いわゆる地震全般に対しての備え、こういったものは進めていかなければならないということで進めておるわけでありまして。そうしたことから、今行っておりますのは小・中学校の校舎の耐震化、これも小学校については今年やろうということになっておりますし、それから老朽ため池の整備、こうしたことも今進めておるわけでありまして、今後も引き続き地震に備えての各種事業、ここには力を注いでいきたいということでございます。

詳細につきましては、担当課長等から答えさせていただきます。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから住宅の耐震診断と耐震改修の関係について補足をさせていただきます。

これにつきましては、国の補助制度等を活用しまして現在実施しております。実績としましては、平成25年度、耐震診断が10件行われまして耐震改修が1件、平成26年度も診断が5件、改修はありませんでした。平成27年度におきましても耐震診断については計画されておりまして、耐震改修のほうも今1件の希望があるというような状況でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ありがとうございました。

災害とかこういうものは絶えず言葉として注意喚起をしていなければ、さあさあというときには大変なものですからそんな意味でお聞きました。昨年の6月にお答えがありましたお

り、麻績村防災マップが全戸に配布されていますし、この配布されたのをどのぐらい各戸が認識し、確認しているかと、この3月に長野県地域防災計画が修正されまして、土砂災害のおそれのある区域の見直しが早急にされているというようなことです。おくれることのないようにと思いましたので、質問いたしました。

あわせて、麻績断層というか、新聞報道では長野盆地西縁断層の麻績区間というようなことで、飯山、千曲と一緒になれば7.9ぐらいの揺れが来るかもしれないというようなことでございまして、これにつきましても避難所等も、第2公民館やいろいろのところで避難所として決められているところがあるかと思えますけれども、多分避難所等についてはテレビがあってもいいんじゃないかなとも思いますので、備えつけも要望としては上げたいと思っております。いづれにつきましても、備えあれば憂いなしでございますので、そんな意味で幾らかでも待ちでなくて前へ出る、村長の気概のようなそういう感覚で何事も対応していただければありがたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（尾岸健史君） 以上で、6番、峰田和議員の一般質問が終了いたしました。

以上で、通告されました5名全員の一般質問は終了しました。

---

### ◎委員長報告

○議長（尾岸健史君） 続いて、日程第2、委員長報告を議題といたします。

社会文教委員会に付託しました審査の結果について報告を求めます。

塚原利彦社会文教委員長。

〔社会文教委員長 塚原利彦君 登壇〕

○社会文教委員長（塚原利彦君） 社会文教委員会に付託をされました請願1件、陳情1件の審査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりです。

第27-2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書については採択、意見書提出としました。

義務教育費国庫負担制度は憲法第26条に基づく義務教育の根幹と言われる機会均等、水準

確保、無償性を支えるため、国は必要な制度を整備することが必要であり、教育は人なりといわれるように、義務教育の成否は教職員の確保、適正配置、資質向上に負うところが大きく、教職員の確保と適正配置のためには必要な財源を安定的に確保することは不可欠です。

小泉政権下において推進された、いわゆる三位一体改革により、2006年から国の負担が2分の1から3分の1に変わったことにより、地方自治体の負担が2分の1から3分の2に増加しました。その財源は地方自治体の税収入と地方交付税で賄うということではありますが、それまで義務教育費に用いられていた財源がそれ以外の用途に転用される可能性があり、結果的に教育費の縮小を招き、義務教育の地域格差が発生するおそれがあります。

義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るためにも、当委員会では請願の趣旨に賛同し、採択、意見書提出と決定しました。

次に、第27－3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情書については採択、意見書提出としました。

積立金の運用は、その積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であることと、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に注意し、専ら被保険者の利益のために、長期的観点から安全かつ効率的に運用するよう厚生年金保険法及び国民年金法に規定され、厚生労働大臣が年金積立金管理運用独立行政法人に寄託して実施していますが、2014年10月31日、厚生労働大臣の中間目標の変更を受け、中期計画を変更し、公表しました。政府が日本再興戦略などで厚生年金保険法の趣旨を逸脱し、経済成長のために運用の見直しを掲げていることが背景にある中で、政治介入のもと次期中期計画を待たずして前倒しで行ったものであり、財政検証の位置づけを不明確にするものです。

今回の変更により、長期的に維持すべき資産構成割合のうち、これまで安全資産とされてきた国内債権の比率を大幅に引き下げ一方、国内外の株式の比率を大幅に引き上げ、不動産等による分散投資をより進めるなどリスク性資産割合を高めました。このことにより国民は受給額削減という大きなリスクを抱えたこととなります。年金積立金は誰のものかを考え、当委員会では陳情の趣旨に賛同し、採択、意見書提出と決定しました。

以上、社会文教委員会に付託されました請願1件、陳情1件の審査報告といたします。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 第27－2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書について採決します。

ただいまの委員長報告によると、27－2号の請願については採択、意見書提出としており



ます。

委員長の報告のとおり第27-2号の請願については採択、意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、第27-2号の請願については採択、意見書提出とすることに決定しました。

続いて、第27-3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情について採決します。

ただいまの委員長の報告によると、第27-3号の陳情については採択、意見書提出としています。

委員長の報告のとおり第27-3号の陳情については採択、意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、第27-3号の陳情については採択、意見書提出とすることに決定しました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

以上で平成27年第2回麻績村議会定例会第2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

なお、ただいまより議員控室において打ち合わせを行いますので、議員の皆さんは議員控室にご移動ください。

散会 午後 2時58分

平成27年第2回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

平成27年6月9日（火）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度麻績村一般会計補正予算（第10号））
- 日程第 2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第 3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（村税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村国民健康保険条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 6 議案第1号 平成26年度社会資本整備総合交付金事業道路改築工事請負変更契約について
- 日程第 7 議案第2号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第3号 麻績村観光施設の指定管理者の指定期間の変更について
- 日程第 9 議案第4号 東筑摩郡筑北保健衛生施設組合規約の一部を改正することについて
- 日程第10 議案第5号 平成27年度麻績村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第6号 平成27年度デイサービスセンターみづき特殊浴槽機器更新事業契約について
- 日程第12 発議第1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について
- 日程第13 発議第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について
- 日程第14 発議第3号 議会議員の派遣について
- 日程第15 閉会中の継続審査の申し出について

---

出席議員（7名）

1番	小山福績君	3番	塚原利彦君
4番	宮下仁雄君	5番	塚原義昭君
6番	峰田昶君	7番	坂口和子君
8番	尾岸健史君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君
総務課長	柳原俊文君	振興課長	宮下利秀君
住民課長	峰田江津子君	観光課長	塚原敏樹君
教育次長	森山正一君		

事務局職員出席者

議会事務局長	臼井孝夫	書記	岩淵美奈
--------	------	----	------

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、平成27年第2回麻績村議会定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より写真撮影、議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

---

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

○議長（尾岸健史君） 日程第1に入る前に、ここで皆さんにお諮りいたします。

昨日の一般質問において、6番、峰田昶議員の質問に対しまして答弁の訂正がございますので、これを許可します。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） まことに申しわけございませんでした。峰田議員さんのご質問に対する補足説明の中で、上乘せ交付金に対する計画の策定期間でございます。28年10月と申し上げてしまいました。27年10月が正しい日取りでございますので、よろしくお願いたします。大変申しわけございませんでした。

---

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度麻績村一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第1号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、承認第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第1号は原案どおり可決いたしました。

---

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第2、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第2号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、承認第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第2号は原案どおり可決いたしました。

---

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（村税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第3号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、承認第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第3号は原案どおり可決いたしました。

---

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第4、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村国民健康保険条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第4号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、承認第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第4号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第5、承認第5号 専決処分承認を求めることについて（麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第5号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、承認第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第5号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第6、議案第1号 平成26年度社会資本整備総合交付金事業道路改築工事請負変更契約についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第1号について質疑のある方の発言を求めます。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 7番です。

全協での説明を受けてありますけれども、本会議ですので、もう一度これの説明をお願いいたしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） それでは、変更契約の内容について説明をさせていただきます。

本契約でございますが、平成26年度の繰越事業として実施しておったものでございます。今回の変更契約の金額が58万3,200円でございます。当初の金額が5,292万円、12月に変更契約をされておまして、その額がその時点で6,328万8,000円で、今回の変更で最終的な変更契約金額が6,387万1,200円ということになります。

今回の主な変更の内容でございますけれども、橋梁工事に伴う附帯架設工事の変更ということで、橋梁を完成させるために必要な工事の追加でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

---

### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第7、議案第2号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑に入ります。



議案第2号について質疑のある方の発言を求めます。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 7番、坂口です。

これも同じく説明を受けてありますけれども、本会議ですので、内容についての変更部分をお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例ですが、これにつきましては、いわゆる低所得者の負担を軽減するという目的で、第1段階に該当する方の分の負担軽減のために保険料率を変更するものであります。本来ですと3万4,800円ですが、これが3万1,320円になります。これにつきましては3年間、平成27年度から29年度までということで、今後の変更につきましては、将来のいわゆる消費税の改正を待ちまして、さらに新たな軽減等が出る予定でございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） ないようですので、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

---

### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第8、議案第3号 麻績村観光施設の指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。

質疑に入ります。

議案第3号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） ないようですので、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第9、議案第4号 東筑摩郡筑北保健衛生施設組合格約の一部を改正することについてを議題といたします。

質疑に入ります。

議案第4号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） ないようですので、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第10、議案第5号 平成27年度麻績村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

議案第5号について質疑のある方の発言を求めます。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 7番、坂口です。

歳入のほうでは、6ページの村債のところでは、

過疎債事業について、加工場についての1,000万円の補正がされていますけれども、現在、6月でまだ当初予算にのっていなかったのに、ここで1,000万という高額なお金を補正せざるを得なかった理由、それから、歳出のほうでは11ページのやはり今の件です。

農産物加工施設の備品、それから修理代、合わせて1,000万円ですけれども、この加工場についての利用は、全協のときも説明を受けましたけれども、やはり本会議ですので、きちっと説明していただきたいと思います。

特に加工場については、もともとの目的が村内農産物の加工ということを中心としておりましたけれども、今実際に内容的には時節的にお餅をやったり、おみそをやったり、それからリンゴジュースをつくったりという、それから、そのほかにやはり業者を入れて加工しているということもありますけれども、村内の利用している住民にしてみると、せっかくある農産物加工場が住民に開かれた加工場という解釈ができにくいということをよく聞いております。

ですので、今後のこの加工場の施設利用についての指定管理をしておりますけれども、その内容の公開をどうするか。それから、先ほど言いました1,000万円の補正をせざるを得なかった理由をここで説明していただきたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） それでは、補正予算の内容について説明をさせていただきますが、6ページの村債の中の農産物加工施設の中で過疎対策事業債1,000万円の補正をさせていただいてございます。これにつきましては、従来、過疎対策事業債がついてから予算の計上ということだったんですが、国・県の方針の変更に伴いまして、予算計上のないものは過疎債の申請ができないというような形に変更がなっておりますので、今回補正をさせていただ

だいたいでございます。

主な内容としまして、歳出のほうにもございますけれども、まず、歳出の11ページのほうでございます。

工事請負費で320万円という形で計上させていただいてございますが、これにつきましては、主にはボイラー関係の補正でございます。これにつきましては、今、リンゴ農家さんで行っておりますリンゴジュースですとか、試作をしています加工品等のもの、またいろいろな場面で使わせていただいております。また、備品でございますけれども、備品については蒸気釜、またキャッパー、あとこうじ発酵機等でございます。村民利用分にも係る部分がキャッパーですとかこうじの発酵機、遠心分離機というような形でございます。

今回の補正につきまして、村民利用部分にも絡んでくるもの、また、機械の老朽化によりまして部品等がなくなりまして、これで故障してしまうと村民利用部分にも影響が出るというものを中心に更新をしたい。また、施設につきましては、ボイラー、いろいろな加工部分で携わってきます。これについても部品がないというようなもの、また壁、天井、施設の老朽化によるものでございます。そんな形で今回補正をさせていただいたものでございます。

今後の予定としましては、二次の過疎債の申請がありますので、そちらのほうに上げていきたいという形で考えてございます。

また、今現状の指定管理の公表関係でございますが、毎年、議会のほうに状況は説明をさせていただいてございます。また、村民利用部分もリンゴの加工ですとか、みそ等も実施しておりますので、そんな形で実施してまいりたいなと思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 1つ追加でお尋ねしたいんですけれども、この加工場の利用の内容について、私はみそ加工には大変便利を感じております。いいおみそができて好評で、毎年つくらせていただいておりますけれども、その中のこうじをつくる機械が2基ありますけれども、温度調節が難しいということで、いつも指導者の方が苦勞していただいているんです。それで、こうじのできぐあいスムーズにできていないということも聞いておりますし、実際、私たちも携わらせていただいて、こうじのお米が本当にふわっとしたこうじができるものと、お米がそのまま残っているかたい部分もあったりして、このこうじの機械についても備品購入されるのであれば、そこら辺の意見もちょっと聞いていただければよかったなと思っておりますけれども、そこらは担当のほうで承知しているのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 今回の改修につきましては、昨年のうちから加工場の方と話を詰めておまして、今の議員さんご指摘のありましたこうじ発酵機2基につきましても、温度調整の不良ということで、なかなか今、議員さんおっしゃるとおり、ちょっと難儀しているというようなこともございまして、こうじ発酵機2基については過疎債の申請に上げていきたいという形で今回の計画の中に入れてございますので、よろしくお願ひします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 是非そういうことでよろしくお願ひいたします。

○議長（尾岸健史君） ほかにございせんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） ないようですので、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第11、議案第6号 平成27年度デイサービスセンターみづき特殊浴槽機器更新事業契約についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、議案第6号 平成27年度デイサービスセンターみづき特殊浴槽機器更新事業契約についての提案理由を申し上げます。

本年度、予定されておりましたデイサービスセンターみづき特殊浴槽機器更新事業につい

ては、6月2日に入札が行われ、タカサワ通商株式会社が税込み価格1,188万円で落札、現在仮契約が締結されております。今回の議会議決により本契約となり、8月30日に予定している「ふくしのつどい」までに機器の整備を行う予定でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ここで暫時休憩し、議案第6号について全員協議会にて議案提出者より詳細説明を受けた  
いると思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩といたします。委員会室へご移動願います。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時01分

○議長（尾岸健史君） それでは、会議を再開いたします。

質疑に入ります。

議案第6号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） ないようですので、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略  
し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第12、発議第1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第1号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） ないようですので、発議第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第1号は原案どおり可決いたしました。

---

◎発議第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第13、発議第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出についてを議題といたします。

発議第2号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） ないようですので、発議第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第2号は原案どおり可決いたしました。

---

◎発議第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第14、発議第3号 議会議員の派遣についてを議題といたします。  
お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号はお手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

---

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（尾岸健史君） 日程第15、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定に基づき、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

---

◎村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。



これで本日の会議を閉じます。

ここで、村長から挨拶があります。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、それぞれ重要な案件を提出申し上げましたが、細部にわたり慎重にご審議を賜り、全て原案どおりご承認賜りました。厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問では、村政の重要課題についてただしていただき、ともに研究を深め、新たな村づくりの施策につながるものと大変うれしく感じました。一般質問及び議案審議を通し、貴重なご意見や今後に向けてのご提案等を頂戴いたしました。大切に受けとめさせていただきます。今後の事務事業の執行に当たってまいりたいと考えております。

議員各位には引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（尾岸健史君） 以上をもちまして、平成27年第2回麻績村議会6月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時07分